



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月24日金曜日 第2859号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課)..... 1

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例..... (")..... 6

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (")..... 8

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (市町振興課)..... 8

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例..... (財政課)..... 9

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (行革分権課)..... 61

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例..... (税務課)..... 67

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例..... (広報広聴課)..... 87

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例..... (男女参画・県民協働課)..... 87

愛媛県国民健康保険運営協議会条例..... (保健福祉課医療保険室)..... 88

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例..... (医療対策課)..... 89

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例..... (健康増進課)..... 90

愛媛県ふく取扱者条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例..... (薬務衛生課)..... 90

愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例を廃止する条例..... (子育て支援課)..... 93

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例..... (障がい福祉課)..... 93

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... (")..... 95

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例を廃止する条例..... (産業政策課)..... 98

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例..... (企業立地課)..... 98

愛媛県産業技術センター整備基金条例..... (産業創出課)..... 99

家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... (畜産課)..... 99

愛媛県とべ動物園魅力向上基金条例..... (都市整備課)..... 100

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... (建築住宅課)..... 100

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例..... (義務教育課)..... 107

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例..... (警察本部警務課)..... 108

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例..... (")..... 108

愛媛県スポーツ推進条例..... (財政課)..... 109

ふるさと愛媛の中小企業振興条例の一部を改正する条例..... (")..... 111

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (")..... 112

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
(子の看護の際の休暇)	(子の看護の際の休暇)
第8条の2 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係	第8条の2 子 _____

る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である職員若しくは同条第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に委託されている児童を含む。以下同じ。)(人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行う必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

(忌引及び父母の祭日休暇)

第9条 職員は、次に掲げる場合は、任命権者の承認を得て、有給休暇を受けることができる。

(1) 忌引

省略

備考 死亡者が配偶者又は前条の規定により子に含まれるものとされる者である場合は、これらの者を血族とみなしてこの表を適用する。

(2) 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 省略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者)に限る。)を含む。)であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせはならない。

3 省略

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるの

_____ (人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行う必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

(忌引及び父母の祭日休暇)

第9条 職員は、次に掲げる場合は、任命権者の承認を得て、有給休暇を受けることができる。

(1) 忌引

省略

(2) 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 省略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親_____

_____であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせはならない。

3 省略

4 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において_____

は「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者

のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

____、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親____

_____であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（子の看護の際の休暇）</p> <p>第9条の2 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教育職員が当該教育職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該教育職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である教育職員若しくは同条第1号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である教育職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない教育職員に限る。）に委託されている児童を含む。以下同じ。）（人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する教育職員が、負傷し若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行う必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日（当該教育職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>（忌引及び父母の祭日休暇）</p> <p>第10条 教育職員は、次に掲げる場合は、任命権者の承認を得て、有給休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 忌引</p>	<p>（子の看護の際の休暇）</p> <p>第9条の2 子 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>（人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する教育職員が、負傷し若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行う必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日（当該教育職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>（忌引及び父母の祭日休暇）</p> <p>第10条 教育職員は、次に掲げる場合は、任命権者の承認を得て、有給休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 忌引</p>

省略

備考 死亡者が配偶者又は前条の規定により子に含まれるものとされる者である場合は、これらの者を血族とみなしてこの表を適用する。

(2) 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 省略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員(教育職員の配偶者で当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。))を含む。)であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 省略

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する教育職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある教育職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員(教育職員の配偶者で当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。))を含む。)であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。)」とあるのは「要介護者 _____ のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項

省略

(2) 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 省略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員(教育職員の配偶者で当該子の親 _____

_____であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 省略

4 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する教育職員について準用する。この場合において _____、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員(教育職員の配偶者で当該子の親 _____

_____であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。)」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項

中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、<u>第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項までの規定</u>に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>が1歳6箇月に達する日までに、<u>その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ <u>第3条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第5条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項_____、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)</u>を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ <u>次条第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日_____</p> <p>(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第5条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>

(1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を与えられ、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(1)の2 育児休業をしている職員が第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(2)～(7) 省略

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休暇を与えられ、又は 出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った

後、当該産前の休暇又は 出産に係る子が第5条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(1)の2 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第1号の2ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)～(6) 省略

(1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(7) 省略

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休暇を与えられ、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡したこと又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6) 省略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第8条の2の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第9条の2の規定の適用については、これらの規定中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの」と、「同条第1号」とあるのは「同条第2項」とし、第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの」とする。

○愛媛県条例第2号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び法第22条第1項の規定による条件付採用期間中の職員を除き、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。次条及び第5条において同じ。)の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び法第22条第1項の規定による条件付採用期間中の職員を除き、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。次条及び第5条において同じ。)の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(5) 省略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(5) 省略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p>

○愛媛県条例第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 高等学校等（県立及び私立のものを除く。）の設置者は、教育委員会による別表第1の<u>8の項</u>に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 知事</td> <td><u>ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>5 知事</td> <td><u>ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1～3 省略		4 知事	<u>ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	5 知事	<u>ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	6 省略		7 省略		8 省略		9 省略		10 省略		11 省略		<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 高等学校等（県立及び私立のものを除く。）の設置者は、教育委員会による別表第1の<u>6の項</u>に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1～3 省略						4 省略		5 省略		6 省略		7 省略		8 省略		9 省略	
執行機関	事 務																																								
1～3 省略																																									
4 知事	<u>ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																								
5 知事	<u>ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																								
6 省略																																									
7 省略																																									
8 省略																																									
9 省略																																									
10 省略																																									
11 省略																																									
執行機関	事 務																																								
1～3 省略																																									
4 省略																																									
5 省略																																									
6 省略																																									
7 省略																																									
8 省略																																									
9 省略																																									

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係） 1～7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から <u>6の項</u> までに掲げる事務 9 省略 別表第2（第3条関係）		別表第1（第2条関係） 1～7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から <u>4の項</u> までに掲げる事務 9 省略 別表第2（第3条関係）	
知事以外の 執行機関	事 務	知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>7の項</u> から <u>10の項</u> までに掲げる事務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>5の項</u> から <u>8の項</u> までに掲げる事務
省略		省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第5号

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係） 1 省略 2 保健福祉関係事務手数料			別表（第2条 第3条、第7条関係） 1 省略 2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～7 省略			1～7 省略		
7の2 温泉法 第6条第1項 の規定に基づ く土地の掘削 の許可を受け た法人の合併 又は分割の承 認の申請に対 する審査	土地掘 削許可 を受け た法人 の合併 又は分 割の承 認申請 手数料	<u>7,500円</u>	7の2 温泉法 第6条第1項 の規定に基づ く土地の掘削 の許可を受け た法人の合併 又は分割の承 認の申請に対 する審査	土地掘 削許可 を受け た法人 の合併 又は分 割の承 認申請 手数料	<u>7,400円</u>
7の3 温泉法 第7条第1項 の規定に基づ く土地の掘削 の許可を受け た者の相続の 承認の申請に 対する審査	土地掘 削許可 を受け た者の 相続承 認申請 手数料	<u>7,500円</u>	7の3 温泉法 第7条第1項 の規定に基づ く土地の掘削 の許可を受け た者の相続の 承認の申請に 対する審査	土地掘 削許可 を受け た者の 相続承 認申請 手数料	<u>7,400円</u>

7の4・8 省略			7の4・8 省略		
8の2 温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,500円	8の2 温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400円
8の3 温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の相続の承認の申請に対する審査	湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,500円	8の3 温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の相続承認申請手数料	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400円
8の4・8の5 省略			8の4・8の5 省略		
8の6 温泉法第14条の3第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,500円	8の6 温泉法第14条の3第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400円
8の7 温泉法第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,500円	8の7 温泉法第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400円
8の8 温泉法第14条の5第	可燃性天然ガ	7,500円	8の8 温泉法第14条の5第	可燃性天然ガ	7,400円

1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に対する審査	ス濃度確認申請手数料		1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に対する審査	ス濃度確認申請手数料	
8の9・9 省略			8の9・9 省略		
9の2 温泉法第16条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	温泉利用許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,500円	9の2 温泉法第16条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	温泉利用許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400円
9の3 温泉法第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請に対する審査	温泉利用許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,500円	9の3 温泉法第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請に対する審査	温泉利用許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400円
9の4～72 省略			9の4～72 省略		
73 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	12,000円	73 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,700円
73の2 省略			73の2 省略		
73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 5,100円 (4)・(5) 省略	73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 4,100円 (4)・(5) 省略

<p>73の 4 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第 13条第 1 項の 規定に基づく 医薬品等の製 造業の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>医薬品 等製造 業許可 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 (1)～(3) 省略 (4) 薬局製造販売医薬品 <u>11,900</u> 円 (5)～(9) 省略</p>	<p>73の 4 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第 13条第 1 項の 規定に基づく 医薬品等の製 造業の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>医薬品 等製造 業許可 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 (1)～(3) 省略 (4) 薬局製造販売医薬品 <u>11,000</u> 円 (5)～(9) 省略</p>
<p>73の 5 ～ 73の12 省略</p>			<p>73の 5 ～ 73の12 省略</p>		
<p>73の 13 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第 23条の 2 の 3 第 3 項の規定 に基づく医療 機器等の製造 業の登録の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>医療機 器等製 造業登 録更新 申請手 数料</p>	<p><u>27,300円</u></p>	<p>73の 13 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第 23条の 2 の 3 第 3 項の規定 に基づく医療 機器等の製造 業の登録の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>医療機 器等製 造業登 録更新 申請手 数料</p>	<p><u>24,300円</u></p>
<p>73の 14 ～ 74 省 略</p>			<p>73の 14 ～ 74 省 略</p>		
<p>75 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第24条第 2 項の規定に 基づく医薬品 の販売業の許 可の更新の申 請に対する審 査</p>	<p>医薬品 販売業 許可更 新申請 手数料</p>	<p><u>12,000円</u></p>	<p>75 医薬品、医 療機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律第24条第 2 項の規定に 基づく医薬品 の販売業の許 可の更新の申 請に対する審 査</p>	<p>医薬品 販売業 許可更 新申請 手数料</p>	<p><u>11,700円</u></p>
<p>76 ～ 79の 4 省 略</p>			<p>76 ～ 79の 4 省 略</p>		
<p>79の 5 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第 39条第 4 項の 規定に基づく</p>	<p>高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 貸与業 の許可 更新申</p>	<p><u>12,000円</u></p>	<p>79の 5 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律第 39条第 4 項の 規定に基づく</p>	<p>高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 貸与業 の許可 更新申</p>	<p><u>11,700円</u></p>

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	請手数料		高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	請手数料	
80～82の2 省略			80～82の2 省略		
82の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	12,000円	82の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,700円
83～87の4 省略			83～87の4 省略		
87の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	2,100円	87の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	2,000円
87の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	3,000円	87の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	2,900円
88～113 省略			88～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3 計量関係事務手数料			3 計量関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額

<p>1 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定</p>	<p>特定計量器検定手数料</p>	<p>(1) 計量法第84条第1項（同法第89条第4項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成5年政令第329号）第12条で定める特定計量器であって同法第84条第1項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあっては、同法第50条第1項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）に係る検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア タクシーメーター 1個につき<u>580円</u></p> <p>イ 質量計 次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この表において同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この表において同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>(ア) 非自動はかりで検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a ひょう量が30キログラム以下のもの 1個につき<u>1,150円</u></p> <p>b ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,300円</u></p> <p>c ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,800円</u></p> <p>d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,150円</u></p>	<p>1 計量法（平成4年法律第51号）第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定</p>	<p>特定計量器検定手数料</p>	<p>(1) 計量法第84条第1項（同法第89条第4項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成5年政令第329号）第12条で定める特定計量器であって同法第84条第1項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあっては、同法第50条第1項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから同法第71条第2項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）に係る検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア タクシーメーター 1個につき<u>550円</u></p> <p>イ 質量計 次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この表において同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この表において同じ。）がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>(ア) 非自動はかりで検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a ひょう量が30キログラム以下のもの 1個につき<u>1,050円</u></p> <p>b ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,250円</u></p> <p>c ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,650円</u></p> <p>d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,050円</u></p>
--	-------------------	--	--	-------------------	--

- e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,500円
- (イ) 非自動はかりであって、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき110円
- b ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき200円
- (ウ) 非自動はかりであって(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき160円
- b ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき200円
- c ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき270円
- d ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき360円
- e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき550円
- f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき960円
- g ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき1,650円
- h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,600円
- i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,600円

- e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,350円
- (イ) 非自動はかりであって、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき100円
- b ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき190円
- (ウ) 非自動はかりであって(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき150円
- b ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき190円
- c ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき250円
- d ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき340円
- e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき520円
- f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき900円
- g ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき1,550円
- h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,450円
- i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,150円

j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,300円

k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき12,100円

l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき15,100円

m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき20,000円

n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき22,500円

o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき39,600円

(イ) 分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき240円

(オ) 定量おもり又は定量増おもり(以下この表において「おもり」という。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c 質量が20キログラムを超えるもの 1個につき310円

ウ 体積計 次に掲げる体積計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 水道メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 口径が25ミリメートル以下のもの 1個につき90円

b 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの 1個につき180円

c 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの 1個につき1,300円

d 口径が100ミリメートルを超えるもの 1個につき1,750円

j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき7,750円

k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき11,400円

l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき14,150円

m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき18,900円

n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき21,300円

o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき37,800円

(イ) 分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき220円

(オ) 定量おもり又は定量増おもり(以下この表において「おもり」という。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c 質量が20キログラムを超えるもの 1個につき290円

ウ 体積計 次に掲げる体積計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 水道メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 口径が25ミリメートル以下のもの 1個につき80円

b 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの 1個につき170円

c 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの 1個につき1,200円

d 口径が100ミリメートルを超えるもの 1個につき1,650円

- (イ) 燃料油メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの 1個につき630円
 - b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（aに掲げるものを除く。） 1個につき1,700円
 - c a又はbに掲げるもの以外のもの 1個につき2,200円
- (ウ) 液化石油ガスメーター 1個につき6,800円
- (エ) ガスメーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの 1個につき110円
 - b 使用最大流量が16立方メートル毎時を超え65立方メートル毎時以下のもの 1個につき240円
 - c 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立方メートル毎時以下のもの 1個につき640円
 - d 使用最大流量が160立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下のもの 1個につき1,000円
 - e 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき2,450円
 - f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき5,900円
- エ アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの 1個につき100円
 - (イ) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき480円

- (イ) 燃料油メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの 1個につき590円
 - b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（aに掲げるものを除く。） 1個につき1,550円
 - c a又はbに掲げるもの以外のもの 1個につき2,050円
- (ウ) 液化石油ガスメーター 1個につき6,400円
- (エ) ガスメーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの 1個につき100円
 - b 使用最大流量が16立方メートル毎時を超え65立方メートル毎時以下のもの 1個につき220円
 - c 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立方メートル毎時以下のもの 1個につき590円
 - d 使用最大流量が160立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下のもの 1個につき960円
 - e 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき2,300円
 - f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき5,500円
- エ アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの 1個につき90円
 - (イ) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき450円

(2) (1)に掲げる特定計量器以外の特定計量器であって、次に掲げる質量計であるものに係る検定
次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(非自動はかりのうち最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額)

ア 非自動はかり(ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき180円

(イ) ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき210円

(ウ) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき290円

(エ) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき390円

(オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき600円

(カ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,050円

(キ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき1,850円

(ク) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,100円

(ケ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,000円

(コ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,900円

(サ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき13,100円

(シ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき16,100円

(ス) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき21,100円

(2) (1)に掲げる特定計量器以外の特定計量器であって、次に掲げる質量計であるものに係る検定
次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(非自動はかりのうち最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額)

ア 非自動はかり(ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき170円

(イ) ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき200円

(ウ) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき270円

(エ) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき360円

(オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき560円

(カ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,000円

(キ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき1,700円

(ク) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,900円

(ケ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,600円

(コ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,400円

(サ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき12,400円

(シ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき15,200円

(ス) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき19,900円

(七) ひょう量が40トンを超え
50トン以下のもの 1個に
つき23,600円

(ウ) ひょう量が50トンを超え
るもの 1個につき40,800
円

イ 分銅 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 表す質量が200グラムを超
えるもの 1個につき250円

ウ おもり 次に掲げる区分に
応じ、それぞれ次に定める金
額

(ア) 省略

(イ) 質量が5キログラムを超
え20キログラム以下のもの
1個につき110円

(ウ) 質量が20キログラムを超
えるもの 1個につき320円

(3) 計量法施行令附則第9条第1
項から第3項までに規定する特
定計量器の検定 次に掲げる特
定計量器の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

ア 非自動はかりであって、計
量法施行令附則別表第4第2
号口に掲げるもの 1個につ
き1,050円

イ 非自動はかりで計量法施行
令附則別表第4第2号イ⁽¹⁾又
はハ⁽¹⁾に掲げるもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(ア) ひょう量が200キログラム
以下のもの 1個につき560
円

(イ) ひょう量が200キログラム
を超え500キログラム以下の
もの 1個につき980円

(ウ) ひょう量が500キログラム
を超え1トン以下のもの
1個につき1,600円

(エ) ひょう量が1トンを超え
2トン以下のもの 1個に
つき2,850円

(オ) ひょう量が2トンを超え
5トン以下のもの 1個に
つき6,700円

(カ) ひょう量が5トンを超え
10トン以下のもの 1個に
つき8,800円

(七) ひょう量が40トンを超え
50トン以下のもの 1個に
つき22,400円

(ウ) ひょう量が50トンを超え
るもの 1個につき38,900
円

イ 分銅 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 表す質量が200グラムを超
えるもの 1個につき230円

ウ おもり 次に掲げる区分に
応じ、それぞれ次に定める金
額

(ア) 省略

(イ) 質量が5キログラムを超
え20キログラム以下のもの
1個につき100円

(ウ) 質量が20キログラムを超
えるもの 1個につき300円

(3) 計量法施行令附則第9条第1
項から第3項までに規定する特
定計量器の検定 次に掲げる特
定計量器の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

ア 非自動はかりであって、計
量法施行令附則別表第4第2
号口に掲げるもの 1個につ
き980円

イ 非自動はかりで計量法施行
令附則別表第4第2号イ⁽¹⁾又
はハ⁽¹⁾に掲げるもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

(ア) ひょう量が200キログラム
以下のもの 1個につき530
円

(イ) ひょう量が200キログラム
を超え500キログラム以下の
もの 1個につき920円

(ウ) ひょう量が500キログラム
を超え1トン以下のもの
1個につき1,500円

(エ) ひょう量が1トンを超え
2トン以下のもの 1個に
つき2,700円

(オ) ひょう量が2トンを超え
5トン以下のもの 1個に
つき6,300円

(カ) ひょう量が5トンを超え
10トン以下のもの 1個に
つき8,200円

- (申) ひょう量が10トンを超え
20トン以下のもの 1個に
つき12,600円
- (ケ) ひょう量が20トンを超え
30トン以下のもの 1個に
つき15,800円
- (ク) ひょう量が30トンを超え
40トン以下のもの 1個に
つき20,400円
- (コ) ひょう量が40トンを超え
50トン以下のもの 1個に
つき22,800円
- (サ) ひょう量が50トンを超え
るもの 1個につき40,200
円

ウ 非自動はかりで計量法施行
令附則別表第4第2号イ⁽²⁾に
掲げるもの 次に掲げる区分
に応じ、それぞれ次に定める
金額

- (ア) ひょう量が10キログラム
以下のもの 1個につき120
円
- (イ) ひょう量が10キログラム
を超えるもの 1個につき
220円

エ 非自動はかりで計量法施行
令附則別表第4第2号ハ⁽²⁾に
掲げるもの 1個につき990円

オ 体積計で計量法施行令附則
第9条第2項第2号又は附則
別表第4第3号に掲げる水道
メーター 次に掲げる水道メ
ーターの区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

- (ア) 口径が40ミリメートル以
下のもの 1個につき180円
- (イ) 口径が40ミリメートルを
超え100ミリメートル以下の
もの 1個につき1,200円
- (ウ) 口径が100ミリメートルを
超えるもの 1個につき1,
650円

カ 体積計で計量法施行令附則
第9条第2項第3号に掲げる
燃料油メーター 次に掲げる
燃料油メーターの区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 積算式ガソリン量器 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額
- a 表示機構の最大指示量
が50リットル以下のもの

- (申) ひょう量が10トンを超え
20トン以下のもの 1個に
つき11,900円
- (ケ) ひょう量が20トンを超え
30トン以下のもの 1個に
つき14,900円
- (ク) ひょう量が30トンを超え
40トン以下のもの 1個に
つき19,300円
- (コ) ひょう量が40トンを超え
50トン以下のもの 1個に
つき21,500円
- (サ) ひょう量が50トンを超え
るもの 1個につき38,300
円

ウ 非自動はかりで計量法施行
令附則別表第4第2号イ⁽²⁾に
掲げるもの 次に掲げる区分
に応じ、それぞれ次に定める
金額

- (ア) ひょう量が10キログラム
以下のもの 1個につき110
円
- (イ) ひょう量が10キログラム
を超えるもの 1個につき
200円

エ 非自動はかりで計量法施行
令附則別表第4第2号ハ⁽²⁾に
掲げるもの 1個につき930円

オ 体積計で計量法施行令附則
第9条第2項第2号又は附則
別表第4第3号に掲げる水道
メーター 次に掲げる水道メ
ーターの区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

- (ア) 口径が40ミリメートル以
下のもの 1個につき160円
- (イ) 口径が40ミリメートルを
超え100ミリメートル以下の
もの 1個につき1,150円
- (ウ) 口径が100ミリメートルを
超えるもの 1個につき1,
550円

カ 体積計で計量法施行令附則
第9条第2項第3号に掲げる
燃料油メーター 次に掲げる
燃料油メーターの区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 積算式ガソリン量器 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額
- a 表示機構の最大指示量
が50リットル以下のもの

	<p>1個につき<u>1,750円</u></p> <p>b 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの 1個につき<u>2,250円</u></p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 口径が30ミリメートル以下のもの 1個につき<u>2,800円</u></p> <p>b 口径が30ミリメートルを超えるもの 1個につき<u>3,650円</u></p> <p>キ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター 1個につき<u>6,800円</u></p> <p>ク 体積計で計量法施行令附則第9条第3項第2号若しくは第3号又は附則別表第4第4号に掲げるガスメーター 次に掲げるガスメーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) (イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a ガスの体積(計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積をいう。以下この表において同じ。)が4リットル以下のもの 1個につき<u>130円</u></p> <p>b ガスの体積が4リットルを超え6リットル以下のもの 1個につき<u>190円</u></p> <p>c ガスの体積が6リットルを超え30リットル以下のもの 1個につき<u>360円</u></p> <p>d ガスの体積が30リットルを超えるもの 1個につき<u>660円</u></p> <p>(イ) 計量法施行令附則別表第4第4号口に掲げるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 使用最大流量が5立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>470円</u></p>		<p>1個につき<u>1,600円</u></p> <p>b 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの 1個につき<u>2,100円</u></p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 口径が30ミリメートル以下のもの 1個につき<u>2,600円</u></p> <p>b 口径が30ミリメートルを超えるもの 1個につき<u>3,400円</u></p> <p>キ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター 1個につき<u>6,300円</u></p> <p>ク 体積計で計量法施行令附則第9条第3項第2号若しくは第3号又は附則別表第4第4号に掲げるガスメーター 次に掲げるガスメーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) (イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a ガスの体積(計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積をいう。以下この表において同じ。)が4リットル以下のもの 1個につき<u>120円</u></p> <p>b ガスの体積が4リットルを超え6リットル以下のもの 1個につき<u>180円</u></p> <p>c ガスの体積が6リットルを超え30リットル以下のもの 1個につき<u>330円</u></p> <p>d ガスの体積が30リットルを超えるもの 1個につき<u>610円</u></p> <p>(イ) 計量法施行令附則別表第4第4号口に掲げるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 使用最大流量が5立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>440円</u></p>
--	--	--	--

		<p>b 使用最大流量が5立方メートル毎時を超え20立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>930円</u></p> <p>c 使用最大流量が20立方メートル毎時を超え100立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,100円</u></p> <p>d 使用最大流量が100立方メートル毎時を超え500立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>3,950円</u></p> <p>e 使用最大流量が500立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>5,400円</u></p> <p>f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの <u>10,300円</u></p> <p>ケ 計量法施行令附則第9条第2項第5号に掲げるアナロイド型圧力計 次に掲げるアナロイド型圧力計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの 1個につき<u>100円</u></p> <p>(イ) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき<u>500円</u></p>			<p>b 使用最大流量が5立方メートル毎時を超え20立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>870円</u></p> <p>c 使用最大流量が20立方メートル毎時を超え100立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>1,950円</u></p> <p>d 使用最大流量が100立方メートル毎時を超え500立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>3,700円</u></p> <p>e 使用最大流量が500立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>5,100円</u></p> <p>f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの <u>9,600円</u></p> <p>ケ 計量法施行令附則第9条第2項第5号に掲げるアナロイド型圧力計 次に掲げるアナロイド型圧力計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの 1個につき<u>90円</u></p> <p>(イ) 計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき<u>470円</u></p>	
2 計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査	指定製造者指定申請手数料	<u>173,900円</u>		2 計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査	指定製造者指定申請手数料	<u>162,600円</u>
3 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	特定計量器定期検査手数料	<p>(1) 非自動はかり 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額(最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額)</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		3 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	特定計量器定期検査手数料	<p>(1) 非自動はかり 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額(最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額)</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

- (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき1,500円
- (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき1,900円
- (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき2,350円
- (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき3,300円
- イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1個につき260円
- ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき530円
- (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき950円
- (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,600円
- (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,250円
- (オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,950円
- (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,400円
- (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき11,400円
- (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき16,000円
- (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき20,200円
- (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき22,800円
- (サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき31,500円

- (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき1,400円
- (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき1,800円
- (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき2,200円
- (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき3,100円
- イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1個につき250円
- ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき500円
- (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき900円
- (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,500円
- (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき2,100円
- (オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき3,700円
- (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,900円
- (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき10,700円
- (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき15,000円
- (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき19,100円
- (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき21,600円
- (サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき29,800円

		(シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>54,100円</u> (2) 省略			(シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>51,200円</u> (2) 省略
4 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査	車両等装置用計量器装置検査手数料	1個につき <u>740円</u>		4 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査	車両等装置用計量器装置検査手数料 1個につき <u>700円</u>
5 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料	<u>456,200円</u>		5 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料 <u>426,300円</u>
6 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>14,400円</u> (2) 質量基準器 次に掲げる質量基準器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 基準手動天びんで感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき <u>5,200円</u> イ 基準手動はかり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,600円</u> (イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき <u>5,700円</u> (ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>8,300円</u> (エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき <u>11,200円</u> (オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき <u>15,000円</u> (カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの <u>15,000円</u> に、500キログラムまでを増すごとに <u>7,300円</u> を加えた金額		6 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料 (1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>13,400円</u> (2) 質量基準器 次に掲げる質量基準器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 基準手動天びんで感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき <u>4,900円</u> イ 基準手動はかり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,350円</u> (イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき <u>5,300円</u> (ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき <u>7,800円</u> (エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき <u>10,500円</u> (オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき <u>14,000円</u> (カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの <u>14,000円</u> に、500キログラムまでを増すごとに <u>6,900円</u> を加えた金額

ウ 基準直示天びんで感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量）が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの
1個につき8,500円

エ 基準分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が200グラム以下のもの 1個につき3,450円

b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき8,500円

(イ) 2級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき680円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき830円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき9,400円

(ウ) 3級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき510円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき700円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき7,500円

(3) 基準タンク 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、次に定める金額の5割の額を加えた金額）

ウ 基準直示天びんで感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量）が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの
1個につき7,900円

エ 基準分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が200グラム以下のもの 1個につき3,200円

b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき7,900円

(イ) 2級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき640円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき780円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき8,800円

(ウ) 3級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき480円

b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき650円

c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき7,100円

(3) 基準タンク 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、次に定める金額の5割の額を加えた金額）

		ア 全量が0.25立方メートル以下のもの 1個につき <u>14,500円</u> イ 全量が0.25立方メートルを超え1立方メートル未満のもの 1個につき <u>36,400円</u>			ア 全量が0.25立方メートル以下のもの 1個につき <u>13,600円</u> イ 全量が0.25立方メートルを超え1立方メートル未満のもの 1個につき <u>34,000円</u>
7 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録	計量証明事業登録手数料	<u>57,500円</u>		7 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録	計量証明事業登録手数料 <u>53,800円</u>
8 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	<u>1,850円</u>		8 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料 <u>1,750円</u>
9 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録簿の謄本の交付手数料	1枚につき <u>820円</u>		9 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録簿の謄本の交付手数料 <u>760円</u>
10 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の閲覧の請求	計量証明事業登録簿の閲覧の手数料	1回につき <u>400円</u>		10 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の閲覧の請求	計量証明事業登録簿の閲覧の手数料 <u>370円</u>
11 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査	計量証明検査手数料	(1) 省略 (2) 騒音計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの 1個につき <u>23,500円</u> イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの 1個につき <u>39,000円</u> (3) 振動レベル計 1個につき <u>33,600円</u> (4) 濃度計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき <u>96,200円</u> イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき <u>128,200円</u> ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき <u>95,700円</u>		11 計量法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査	計量証明検査手数料 (1) 省略 (2) 騒音計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの 1個につき <u>22,700円</u> イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの 1個につき <u>37,300円</u> (3) 振動レベル計 1個につき <u>32,400円</u> (4) 濃度計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき <u>93,100円</u> イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき <u>123,500円</u> ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき <u>92,700円</u>

		<p>工 紫外線式窒素酸化物濃度計 1個につき<u>107,500円</u></p> <p>オ 非分散型赤外線式二氧化硫濃度計 1個につき<u>101,600円</u></p> <p>カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき<u>117,600円</u></p> <p>キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 1個につき<u>102,500円</u></p> <p>ク 化学発光式窒素酸化物濃度計 1個につき<u>109,600円</u></p> <p>ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 1個につき<u>26,300円</u></p> <p>備考 1・2 省略 3 ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、ウからクまでに掲げる金額に<u>22,500円</u>を加算するものとする。</p>			<p>工 紫外線式窒素酸化物濃度計 1個につき<u>103,700円</u></p> <p>オ 非分散型赤外線式二氧化硫濃度計 1個につき<u>98,200円</u></p> <p>カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき<u>113,500円</u></p> <p>キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 1個につき<u>99,100円</u></p> <p>ク 化学発光式窒素酸化物濃度計 1個につき<u>105,700円</u></p> <p>ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 1個につき<u>25,300円</u></p> <p>備考 1・2 省略 3 ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、ウからクまでに掲げる金額に<u>22,100円</u>を加算するものとする。</p>	
12 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	<u>2,700円</u>		12 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	<u>2,550円</u>
13 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	<u>7,900円</u>		13 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	<u>7,400円</u>
備考 省略				備考 省略		
4 省略				4 省略		
5 土木関係事務手数料				5 土木関係事務手数料		

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査(構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。)	建築物 確認申請手数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>29,000円</u> (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>50,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>71,000円</u> (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>208,000円</u> (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>352,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>682,000円</u> 〔備考 省略 〕

8の2 省略

9 建築基準法 第6条第1項 の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の	建築設備又は工作物 確認申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一の建築設備を設置する場合(2)に掲げる場合を除く。) <u>13,000円</u> (小荷物専用昇降機)については、 <u>6,000円</u> (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして一の建築設備を設置する場合 <u>8,000円</u> (小荷物専用昇降機)については、 <u>5,000円</u> (3) 一の工作物を築造する場合(4)に掲げる場合を除く。) <u>11,000円</u> (4) 確認を受けた工作物の計画の変更をして一の工作物を築造する場合 <u>6,000円</u>
---	----------------------	--

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査(構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。)	建築物 確認申請手数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>5,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>34,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>48,000円</u> (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>140,000円</u> (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>240,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>460,000円</u> 〔備考 省略 〕

8の2 省略

9 建築基準法 第6条第1項 の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の	建築設備又は工作物 確認申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一の建築設備を設置する場合(2)に掲げる場合を除く。) <u>9,000円</u> (電動ダムウェーター)については、 <u>4,000円</u> (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして一の建築設備を設置する場合 <u>5,000円</u> (電動ダムウェーター)については、 <u>3,000円</u> (3) 一の工作物を築造する場合(4)に掲げる場合を除く。) <u>8,000円</u> (4) 確認を受けた工作物の計画の変更をして一の工作物を築造する場合 <u>4,000円</u>
---	----------------------	--

<p>2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査</p>				<p>2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査</p>	
<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>14,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>23,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>52,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>70,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>166,000円</u></p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u></p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>527,000円</u> 〔備考 省略 〕</p>		<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>10,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>12,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>16,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>22,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>36,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>50,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>120,000円</u></p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>190,000円</u></p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>380,000円</u> 〔備考 省略 〕</p>
<p>11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請に係る建築物に同法第87条</p>	<p>建築設備又は工作物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一の建築設備を設置した場合 <u>20,000円</u>（小荷物専用昇降機）については、<u>12,000円</u>）</p> <p>(2) 一の工作物を築造した場合 <u>13,000円</u></p>		<p>11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請に係る建築物に同法第87条</p>	<p>建築設備又は工作物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一の建築設備を設置した場合 <u>13,000円</u>（電動ダムウェーター）については、<u>8,000円</u>）</p> <p>(2) 一の工作物を築造した場合 <u>9,000円</u></p>

<p>の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請に対する審査</p>			<p>の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請に対する審査</p>		
<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>減額して定める建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>14,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>22,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>30,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>49,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>66,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>161,000円</u></p>	<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>減額して定める建築物完了検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>21,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>35,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>47,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>110,000円</u></p>

		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>262,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>522,000円</u> 〔備考 省略 〕			(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>180,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>370,000円</u> 〔備考 省略 〕
13 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の当該申請に係る建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査	減額して定める昇降機に関する完了検査申請手数料	一の昇降機を設置した場合 <u>19,000円</u> (小荷物専用昇降機)については、 <u>12,000円</u>)	13 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の当該申請に係る建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査	減額して定める昇降機に関する完了検査申請手数料	一の昇降機を設置した場合 <u>12,000円</u> (電動ダムウェーターについては、 <u>8,000円</u>)
14 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請に対する審査	建築物中間検査申請手数料	次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>18,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>55,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>73,000円</u> (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>165,000円</u>	14 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請に対する審査	建築物中間検査申請手数料	次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>45,000円</u> (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>100,000円</u>

		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>549,000円</u>			(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>160,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>330,000円</u>
15 建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物の中間の検査の申請に係る建築物に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間の検査の申請に対する審査	建築設備又は工作物中間検査申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築設備の中間検査を行う場合 <u>18,000円</u> (小荷物専用昇降機)については、 <u>12,000円</u>) (2) 工作物の中間検査を行う場合 <u>13,000円</u>	15 建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物の中間の検査の申請に係る建築物に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間の検査の申請に対する審査	建築設備又は工作物中間検査申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築設備の中間検査を行う場合 <u>12,000円</u> (電動ダムウエーター)については、 <u>8,000円</u>) (2) 工作物の中間検査を行う場合 <u>9,000円</u>
16 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	<u>135,000円</u>	16 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	<u>120,000円</u>

17 建築基準法 第43条第1項 ただし書の規 定に基づく建 築の許可の申 請に対する審 査	建築物 の敷地 と道路 との関 係の建 築許可 申請手 数料	<u>37,000円</u>
18 建築基準法 第44条第1項 第2号の規定 に基づく建築 の許可の申請 に対する審査	公衆便 所等の 道路内 におけ る建築 許可申 請手数 料	<u>37,000円</u>
19 建築基準法 第44条第1項 第3号の規定 に基づく建築 の認定の申請 に対する審査	道路内 におけ る建築 認定申 請手数 料	<u>31,000円</u>
20 建築基準法 第44条第1項 第4号の規定 に基づく建築 の許可の申請 に対する審査	公共用 歩廊等 の道路 内にお ける建 築許可 申請手 数料	<u>181,000円</u>
21 建築基準法 第47条ただし 書の規定に基 づく建築の許 可の申請に対 する審査	壁面線 外にお ける建 築許可 申請手 数料	<u>181,000円</u>
22 建築基準法 第48条第1項 ただし書、第 2項 だし 書、第3項た だし書、第4 項ただし書、 第5項だし 書、第6項た だし書、第7 項ただし書、 第8項だし 書、第9項た だし書、第10 項ただし書、 第11項だし	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	<u>199,000円</u>

17 建築基準法 第43条第1項 ただし書の規 定に基づく建 築の許可の申 請に対する審 査	建築物 の敷地 と道路 との関 係の建 築許可 申請手 数料	<u>33,000円</u>
18 建築基準法 第44条第1項 第2号の規定 に基づく建築 の許可の申請 に対する審査	公衆便 所等の 道路内 におけ る建築 許可申 請手数 料	<u>33,000円</u>
19 建築基準法 第44条第1項 第3号の規定 に基づく建築 の認定の申請 に対する審査	道路内 におけ る建築 認定申 請手数 料	<u>28,000円</u>
20 建築基準法 第44条第1項 第4号の規定 に基づく建築 の許可の申請 に対する審査	公共用 歩廊等 の道路 内にお ける建 築許可 申請手 数料	<u>160,000円</u>
21 建築基準法 第47条ただし 書の規定に基 づく建築の許 可の申請に対 する審査	壁面線 外にお ける建 築許可 申請手 数料	<u>160,000円</u>
22 建築基準法 第48条第1項 ただし書、第 2項 だし 書、第3項た だし書、第4 項ただし書、 第5項だし 書、第6項た だし書、第7 項ただし書、 第8項だし 書、第9項た だし書、第10 項ただし書、 第11項だし	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	<u>180,000円</u>

<p>書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>			<p>書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>		
<p>23 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査</p>	<p>特殊建築物等敷地許可申請手数料</p>	<p>181,000円</p>	<p>23 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査</p>	<p>特殊建築物等敷地許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>
<p>24 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の延べ面積の特例許可申請手数料</p>	<p>181,000円</p>	<p>24 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の延べ面積の特例許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>
<p>24の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建蔽率の特例許可申請手数料</p>	<p>181,000円</p>	<p>24の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>
<p>25 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に</p>	<p>建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る</p>	<p>37,000円</p>	<p>25 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に</p>	<p>建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る</p>	<p>33,000円</p>

係る許可の申請に対する審査	許可申請手数料		係る許可の申請に対する審査	る許可申請手数料	
26 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	181,000円	26 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円
27 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	31,000円	27 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	28,000円
28 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	181,000円	28 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
29 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	181,000円	29 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
30 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	31,000円	30 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	28,000円

<p>30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の敷地の数が2である場合 <u>88,000円</u> (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 <u>88,000円</u>に2を超える建築物の敷地の数に<u>32,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p>	<p>30の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の敷地の数が2である場合 <u>78,000円</u> (2) 建築物の敷地の数が3以上である場合 <u>78,000円</u>に2を超える建築物の敷地の数に<u>28,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>30の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の取消の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請手数料</p>	<p><u>7,000円</u>に現に存する建築物の敷地の数に<u>14,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p>	<p>30の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく建築物の特例容積率の限度の指定の取消の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請手数料</p>	<p><u>6,400円</u>に現に存する建築物の敷地の数に<u>12,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>30の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p><u>181,000円</u></p>	<p>30の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p><u>160,000円</u></p>
<p>31 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料</p>	<p><u>181,000円</u></p>	<p>31 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料</p>	<p><u>160,000円</u></p>
<p>32 建築基準法第59条第4項の規定に基づ</p>	<p>高度利用地区にお</p>	<p><u>181,000円</u></p>	<p>32 建築基準法第59条第4項の規定に基づ</p>	<p>高度利用地区にお</p>	<p><u>160,000円</u></p>

く建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	る建築物の各部分の高さの許可申請手数料		く建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	る建築物の各部分の高さの許可申請手数料	
33 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	181,000円	33 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
33の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	181,000円	33の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	160,000円
33の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	181,000円	33の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
33の4 建築基準法第67条の3第9項第2	特定防災街区整備地	181,000円	33の4 建築基準法第67条の3第9項第2	特定防災街区整備地	160,000円

<p>号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>		<p>号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	
<p>33の5 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料</p>	<p>181,000円</p>	<p>33の5 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>
<p>33の6 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>31,000円</p>	<p>33の6 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>28,000円</p>
<p>34 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率</p>	<p>再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建</p>	<p>31,000円</p>	<p>34 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい</p>	<p>再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建</p>	<p>28,000円</p>

<p>一、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物の 建蔽率、 建築物の高さ又は 建築物の用途 地域等 における建築 に関する制限 の適用 除外に係る認 定申請 手数料</p>		<p>率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物の 建ぺい 率、建 築物の 高さ又 は建築 物の用 途地域 等にお ける建 築に関 する制 限の適 用除外 に係る 認定申 請手数 料</p>	
<p>35 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査</p>	<p>再開発 等促進 区等の 区域に おける 建築物 の各部 分の高 さの許 可申請 手数料</p>	<p>181,000円</p>	<p>35 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査</p>	<p>再開発 等促進 区等の 区域に おける 建築物 の各部 分の高 さの許 可申請 手数料</p>	<p>160,000円</p>
<p>36 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>地区計 画等の 区域に おける 公共施 設の整 備の状 況に応 じた建 築物の 容積率 に関する 制限の 適用除 外に係 る認定 申請手 数料</p>	<p>31,000円</p>	<p>36 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>地区計 画等の 区域に おける 公共施 設の整 備の状 況に応 じた建 築物の 容積率 に関する 制限の 適用除 外に係 る認定 申請手 数料</p>	<p>28,000円</p>
<p>36の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の</p>	<p>特定建 築物地 区整備 計画等 の区域 におけ</p>	<p>31,000円</p>	<p>36の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の</p>	<p>特定建 築物地 区整備 計画等 の区域 におけ</p>	<p>28,000円</p>

認定の申請に対する審査	る建築物の容積率の特例認定申請手数料		認定の申請に対する審査	る建築物の容積率の特例認定申請手数料	
37 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	<u>181,000円</u>	37 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	<u>160,000円</u>
38 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	<u>31,000円</u>	38 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	<u>28,000円</u>
39 建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	<u>31,000円</u>	39 建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	<u>28,000円</u>
39の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築	地区計画等の区域における	<u>31,000円</u>	39の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築	地区計画等の区域における	<u>28,000円</u>

物の建蔽率に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の建築面積の特例認定申請手数料		物の建ぺい率に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の建築面積の特例認定申請手数料	
40 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	181,000円	40 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	160,000円
41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	135,000円	41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
42 建築基準法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物の数が1又は2である場合 88,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 88,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額	42 建築基準法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 88,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 88,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額	43 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率	(1) 建築物の数が1又は2である場合 269,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 269,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額	43の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率	(1) 建築物の数が1又は2である場合 238,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額

	又は各部分の 高さの 特例許 可申請 手数料			又は各部分の 高さの 特例許 可申請 手数料	
43の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>269,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>269,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>32,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	43の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>238,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>238,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額
44 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>88,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>88,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>32,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	44 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>78,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額
44の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>269,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>269,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>32,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額	44の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>238,000円</u> (2) 建築物の数が2以上である場合 <u>238,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した金額
44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一	一敷地内許可建築物以外の	(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>269,000円</u>	44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一	一敷地内許可建築物以外の	(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 <u>238,000円</u>

	敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物の建築許可申請手数料	(2) 建築物の数が2以上である場合 269,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額		敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物の建築許可申請手数料	(2) 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
45	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	7,000円に現に存する建築物の数に14,000円を乗じて得た額を加算した金額		45	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	建築物の認定又は許可の取消し申請手数料 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
46	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	31,000円		46	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 28,000円
46の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	31,000円		46の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料 28,000円
46の3	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	31,000円		46の3	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料 28,000円

46の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項の規定に基づく建築物の前面道路又は同条第3項の規定に基づく建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料	建築物の前面道路又は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料	31,000円
47～48 省略		
49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 一級建築士事務所の登録 18,000円 (2) 省略
50 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査	採石業者登録申請手数料	19,000円
51 採石法第32条の4第1項第6号口の規定に基づく業務管理者試験合格者同等認定申請手数料	業務管理者試験合格者同等認定申請手数料	6,900円
52 省略		
53 採石法第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	岩石採取計画認可申請手数料	54,000円
54 採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取	岩石採取計画変更認可申請	35,000円

46の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項の規定に基づく建築物の前面道路又は同条第3項の規定に基づく建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料	建築物の前面道路又は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料	28,000円
47～48 省略		
49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 一級建築士事務所の登録 17,000円 (2) 省略
50 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査	採石業者登録申請手数料	18,000円
51 採石法第32条の4第1項第6号口の規定に基づく業務管理者試験合格者同等認定申請手数料	業務管理者試験合格者同等認定申請手数料	6,700円
52 省略		
53 採石法第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	岩石採取計画認可申請手数料	52,000円
54 採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取	岩石採取計画変更認可申請	33,000円

計画の変更の認可の申請に対する審査	手数料		計画の変更の認可の申請に対する審査	手数料	
55～71 省略			55～71 省略		
72 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地認定申請手数料	49,000円	72 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	特定住宅用地認定申請手数料	47,000円
73 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	45,000円	73 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	譲渡予定価額審査手数料	43,000円
74 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	33,000円	74 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円
75 租税特別措置法施行令第25条の4第2項_____に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定民間再開発事業認定申請手数料	35,000円	75 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第9項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定民間再開発事業認定申請手数料	32,000円

76 租税特別措置法施行令第25条の4第16項 _____ に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	地区外 転出事 情認定 申請手 数料	<u>25,000円</u>	76 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第11項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	地区外 転出事 情認定 申請手 数料	<u>24,000円</u>
77～79 省略			77～79 省略		
80 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査	砂利採 取業者 登録申 請手数 料	<u>14,000円</u>	80 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査	砂利採 取業者 登録申 請手数 料	<u>13,000円</u>
81 砂利採取法第6条第1項第6号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	業務主 任者試 験合格 者同等 認定申 請手数 料	<u>8,700円</u>	81 砂利採取法第6条第1項第6号口の規定に基づく業務主任者試験合格者と同等以上の知識等を有する旨の認定の申請に対する審査	業務主 任者試 験合格 者同等 認定申 請手数 料	<u>8,400円</u>
82～96 省略			82～96 省略		
97 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査	浄化槽 工事業 更新登 録申請 手数料	<u>28,000円</u>	97 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査	浄化槽 工事業 更新登 録申請 手数料	<u>26,000円</u>
98 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	浄化槽 工事業 者登録 簿謄本 交付手 数料	用紙1枚につき <u>710円</u>	98 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	浄化槽 工事業 者登録 簿謄本 交付手 数料	用紙1枚につき <u>680円</u>
99 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の請求の許可	浄化槽 工事業 者登録 簿閲覧 手数料	<u>450円</u>	99 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の閲覧の請求の許可	浄化槽 工事業 者登録 簿閲覧 手数料	<u>430円</u>

100 省略		
101 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	181,000円
101の2～102 省略		
備考 省略		

6 省略

100 省略		
101 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第115条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	160,000円
101の2～102 省略		
備考 省略		

6 省略

（愛媛県税賦課徴収条例の一部改正）

第2条 愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手数料）</p> <p>第84条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の機関の請求に対して行う事務その他知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証の交付又は再交付 <u>500円</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>（手数料）</p> <p>第84条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の機関の請求に対して行う事務その他知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証の交付又は再交付 <u>400円</u></p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正）

第3条 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例（昭和27年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の額）</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例（昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。）第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 文書料 1枚につき <u>700円</u></p> <p>2 省略</p>	<p>（使用料の額）</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例（昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。）第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 文書料 1枚につき <u>600円</u></p> <p>2 省略</p>

(愛媛県ふく取扱者条例の一部改正)

第4条 愛媛県ふく取扱者条例(昭和27年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第14条 取扱者の試験、免許又は免許証の再交付を受けようとする者は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 試験手数料 <u>9,500円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第14条 取扱者の試験、免許又は免許証の再交付を受けようとする者は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 試験手数料 <u>8,800円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

第5条 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																																						
<p>別表第3 (第9条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">土 砂 採 取 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>44円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>56円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>56円</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表第4 (第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>845.3円</u></td> <td><u>422.6円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td><u>782円</u></td> <td><u>390円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>521円</u></td> <td><u>293円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td><u>129円</u></td> <td><u>59円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>563.6円</u></td> <td><u>281.7円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td><u>271円</u></td> <td><u>173円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>173円</u></td> <td><u>119円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td><u>54円</u></td> <td><u>32円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他の港湾施設占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>542.2円</u></td> <td><u>271円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td><u>261円</u></td> <td><u>167円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>167円</u></td> <td><u>115円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td><u>52円</u></td> <td><u>31円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	金 額	摘 要	省略				かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>44円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>56円</u>		栗石・玉石	1立方メートルにつき	56円	省略	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>845.3円</u>	<u>422.6円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>782円</u>	<u>390円</u>	その他 1本1年につき	<u>521円</u>	<u>293円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>129円</u>	<u>59円</u>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>563.6円</u>	<u>281.7円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>271円</u>	<u>173円</u>	その他 1本1年につき	<u>173円</u>	<u>119円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54円</u>	<u>32円</u>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>261円</u>	<u>167円</u>	その他 1本1年につき	<u>167円</u>	<u>115円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>	<p>別表第3 (第9条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">土 砂 採 取 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>43円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>55円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>55円</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表第4 (第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>813.2円</u></td> <td><u>406.6円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td><u>753円</u></td> <td><u>376円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>502円</u></td> <td><u>282円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td><u>125円</u></td> <td><u>57円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>542.2円</u></td> <td><u>271円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td><u>261円</u></td> <td><u>167円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>167円</u></td> <td><u>115円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td><u>52円</u></td> <td><u>31円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他の港湾施設占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>542.2円</u></td> <td><u>271円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル 1年につき</td> <td><u>261円</u></td> <td><u>167円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>167円</u></td> <td><u>115円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年 につき</td> <td><u>52円</u></td> <td><u>31円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	金 額	摘 要	省略				かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>43円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>55円</u>		栗石・玉石	1立方メートルにつき	55円	省略	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>813.2円</u>	<u>406.6円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>753円</u>	<u>376円</u>	その他 1本1年につき	<u>502円</u>	<u>282円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>125円</u>	<u>57円</u>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>261円</u>	<u>167円</u>	その他 1本1年につき	<u>167円</u>	<u>115円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>261円</u>	<u>167円</u>	その他 1本1年につき	<u>167円</u>	<u>115円</u>	管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																																																																																																																																				
省略																																																																																																																																																																							
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>44円</u>																																																																																																																																																																					
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>56円</u>																																																																																																																																																																					
栗石・玉石	1立方メートルにつき	56円	省略																																																																																																																																																																				
占用目的	単 位	金 額																																																																																																																																																																					
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																																																																				
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>845.3円</u>	<u>422.6円</u>																																																																																																																																																																				
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>782円</u>	<u>390円</u>																																																																																																																																																																				
	その他 1本1年につき	<u>521円</u>	<u>293円</u>																																																																																																																																																																				
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>129円</u>	<u>59円</u>																																																																																																																																																																				
占用目的	単 位	金 額																																																																																																																																																																					
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																																																																				
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>563.6円</u>	<u>281.7円</u>																																																																																																																																																																				
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>271円</u>	<u>173円</u>																																																																																																																																																																				
	その他 1本1年につき	<u>173円</u>	<u>119円</u>																																																																																																																																																																				
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54円</u>	<u>32円</u>																																																																																																																																																																				
占用目的	単 位	金 額																																																																																																																																																																					
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																																																																				
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>																																																																																																																																																																				
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>261円</u>	<u>167円</u>																																																																																																																																																																				
	その他 1本1年につき	<u>167円</u>	<u>115円</u>																																																																																																																																																																				
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>																																																																																																																																																																				
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																																																																																																																																				
省略																																																																																																																																																																							
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>43円</u>																																																																																																																																																																					
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>55円</u>																																																																																																																																																																					
栗石・玉石	1立方メートルにつき	55円	省略																																																																																																																																																																				
占用目的	単 位	金 額																																																																																																																																																																					
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																																																																				
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>813.2円</u>	<u>406.6円</u>																																																																																																																																																																				
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>753円</u>	<u>376円</u>																																																																																																																																																																				
	その他 1本1年につき	<u>502円</u>	<u>282円</u>																																																																																																																																																																				
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>125円</u>	<u>57円</u>																																																																																																																																																																				
占用目的	単 位	金 額																																																																																																																																																																					
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																																																																				
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>																																																																																																																																																																				
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>261円</u>	<u>167円</u>																																																																																																																																																																				
	その他 1本1年につき	<u>167円</u>	<u>115円</u>																																																																																																																																																																				
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>																																																																																																																																																																				
占用目的	単 位	金 額																																																																																																																																																																					
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																																																																				
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>																																																																																																																																																																				
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	<u>261円</u>	<u>167円</u>																																																																																																																																																																				
	その他 1本1年につき	<u>167円</u>	<u>115円</u>																																																																																																																																																																				
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>																																																																																																																																																																				

上屋、倉庫その他の の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>1,056.7円</u>	<u>633.9円</u>
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	<u>1,174.3円</u>	<u>763円</u>
電柱類 の設置	鉄塔	<u>271円</u>	<u>173円</u>
	その他	<u>173円</u>	<u>119円</u>
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>54円</u>	<u>32円</u>
貯炭場	1平方メートル 1年につき	<u>528.3円</u>	<u>375.6円</u>
貯木場	陸地	<u>528.3円</u>	<u>375.6円</u>
	海面	<u>270円</u>	<u>217円</u>

注 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
栈橋入場 料	13歳以上の 者	省略		
		1人1月に つき (月ぎめに 限る。)	<u>704.4円</u>	<u>704.4円</u>
	省略			
省略				
プレジャー ボート 係留施設 使用料		1隻1月に つき	<u>3,269.8円</u>	<u>3,269.8円</u>
可動橋使 用料	省略			
	不定期船	総トン数1 トン1回24 時間までご とにつき	<u>4.7円</u> (<u>4.4円</u>)	<u>4.7円</u> (<u>4.4円</u>)
省略				
貨物通過 料		1トンにつ き	<u>23.3円</u> (<u>21.7円</u>)	<u>17.4円</u> (<u>16.2円</u>)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
野 積 場	舗装	1平方メー トル1日に つき	<u>3.8円</u>	省略

上屋、倉庫その他 の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>1,016.6円</u>	<u>609.9円</u>
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	<u>1,129.7円</u>	<u>734.1円</u>
電柱類 の設置	鉄塔	<u>261円</u>	<u>167円</u>
	その他	<u>167円</u>	<u>115円</u>
管類の埋設置	1メートル1年 につき	<u>52円</u>	<u>31円</u>
貯炭場	1平方メートル 1年につき	<u>508.3円</u>	<u>361.4円</u>
貯木場	陸地	<u>508.3円</u>	<u>361.4円</u>
	海面	<u>259.8円</u>	<u>208.8円</u>

注 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
栈橋入場 料	13歳以上の 者	省略		
		1人1月に つき (月ぎめに 限る。)	<u>677.7円</u>	<u>677.7円</u>
	省略			
省略				
プレジャー ボート 係留施設 使用料		1隻1月に つき	<u>3,145.6円</u>	<u>3,145.6円</u>
可動橋使 用料	省略			
	不定期船	総トン数1 トン1回24 時間までご とにつき	<u>4.6円</u> (<u>4.3円</u>)	<u>4.6円</u> (<u>4.3円</u>)
省略				
貨物通過 料		1トンにつ き	<u>22.5円</u> (<u>20.9円</u>)	<u>16.8円</u> (<u>15.6円</u>)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
野 積 場	舗装	1平方メー トル1日に つき	<u>3.7円</u>	省略

	未舗装	1平方メートル1日につき	<u>2.9円</u>	省略
上 屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>392.9円</u>	
		1平方メートル1日につき	<u>33.6円</u>	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	<u>13円</u>	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>27,477.1円</u>	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	<u>10,899.1円</u>	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	<u>10,422円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	<u>8,174.6円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	<u>4,383.5円</u>	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	<u>326円</u>	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	<u>41.1円</u>	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	<u>597.6円</u>	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>2,277.3円</u>	
専用利	省略			
	駐車時間が6時間	1台1回に	<u>740円</u>	

	未舗装	1平方メートル1日につき	<u>2.8円</u>	省略
上 屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>378円</u>	
		1平方メートル1日につき	<u>32.4円</u>	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	<u>12.6円</u>	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>26,433円</u>	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	<u>10,485円</u>	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	<u>10,026円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	<u>7,864円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	<u>4,217円</u>	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	<u>313.7円</u>	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	<u>39.6円</u>	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	<u>574.9円</u>	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>2,190.8円</u>	
専用利	省略			
	駐車時間が6時間	1台1回に	<u>720円</u>	

駐 車 場	用をを超え12時間以内の場合	つき		
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	<u>1,070円</u>	
	省略			
専用利用の場合	1台1月につき(月ぎめに限る。)		<u>5,343円</u>	

注 省略

別表第6(第10条関係)

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>6.2円</u>
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>9.2円</u>
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	<u>16.5円</u>

注 省略

駐 車 場	用をを超え12時間以内の場合	つき		
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	<u>1,030円</u>	
	省略			
専用利用の場合	1台1月につき(月ぎめに限る。)		<u>5,140円</u>	

注 省略

別表第6(第10条関係)

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>6.0円</u>
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>8.9円</u>
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	<u>15.9円</u>

注 省略

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正)

第6条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)				
使用料				使用料				
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額	
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,700円</u>	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,590円</u>	
	電子用機器	1時間	<u>1,080</u>		電子用機器	1時間	<u>970</u>	
	化学用機器	1時間	<u>1,940</u>		化学用機器	1時間	<u>1,830</u>	
食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	<u>2,700</u>	食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	<u>2,590</u>	
窯業関係	焼成窯及び炉	1回	<u>9,390</u>	窯業関係	焼成がま及び炉	1回	<u>7,560</u>	
	省略				省略			
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>7,020</u>	繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>6,910</u>	
紙産業関係	省略			紙産業関係	省略			
	研修室	1時間	<u>2,270</u>		研修室	1時間	<u>2,010</u>	
	控室	1時間	<u>270</u>		控室	1時間	<u>230</u>	
	会議室	1時間	<u>270</u>		会議室	1時間	<u>230</u>	
	省略				省略			
	紙加工用機器	1時間	<u>8,310</u>		紙加工用機器	1時間	<u>7,880</u>	
	省略				省略			
	研修用機器	1時間	<u>540</u>		研修用機器	1時間	<u>430</u>	

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	試験	1 件	10,900円
	図案調製等	1 件	33,480
食品産業関係	試験	1 件	15,330
窯業関係	試験	1 件	31,320
	はい土、ゆう薬顔料 等調整及び加工	1 件	29,480
	図案調製	1 件	34,230
繊維産業関係	試験	1 件	3,780
	染織整理等試作加工	1 件	36,610
	図案調製	1 件	32,500
紙産業関係	試験	1 件	11,880
共通	分析	1 成分	21,160
	謄本	1 部又は 1 枚	700

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	試験	1 件	9,930円
	図案調製等	1 件	31,100
食品産業関係	試験	1 件	14,040
窯業関係	試験	1 件	28,620
	はい土、ゆう薬顔料 等調整及び加工	1 件	26,670
	図案調製	1 件	31,320
繊維産業関係	試験	1 件	3,340
	染織整理等試作加工	1 件	33,150
	図案調製	1 件	29,480
紙産業関係	試験	1 件	10,900
共通	分析	1 成分	19,220
	謄本	1 部又は 1 枚	600

(証明事務等に係る手数料条例の一部改正)

第7条 証明事務等に係る手数料条例(昭和31年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額) 第2条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>700円</u> とする。	(手数料の額) 第2条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>600円</u> とする。

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

第8条 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																						
別表第2(第14条関係) 土砂採取料等 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">種 目</th> <th colspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>期 間</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂採取料</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td></td> <td>同</td> <td>44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td></td> <td>同</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td></td> <td>同</td> <td>56</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注 省略	区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要	期 間	数 量	土砂採取料	省略			円		かき込砂利		同	44		砂・砂利		同	56		栗石・玉石		同	56	省略	省略						別表第2(第14条関係) 土砂採取料等 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">種 目</th> <th colspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>期 間</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂採取料</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td></td> <td>同</td> <td>43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td></td> <td>同</td> <td>55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td></td> <td>同</td> <td>55</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注 省略	区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要	期 間	数 量	土砂採取料	省略			円		かき込砂利		同	43		砂・砂利		同	55		栗石・玉石		同	55	省略	省略					
区 分			種 目	単 位			料 金	摘 要																																																															
	期 間	数 量																																																																					
土砂採取料	省略			円																																																																			
	かき込砂利		同	44																																																																			
	砂・砂利		同	56																																																																			
	栗石・玉石		同	56	省略																																																																		
省略																																																																							
区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要																																																																		
		期 間	数 量																																																																				
土砂採取料	省略			円																																																																			
	かき込砂利		同	43																																																																			
	砂・砂利		同	55																																																																			
	栗石・玉石		同	55	省略																																																																		
省略																																																																							

(愛媛県立都市公園条例の一部改正)

第9条 愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(利用料金の額)

第15条の11 省略

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 省略

(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき
5,330円の範囲内で指定管理者が定める額

3・4 省略

別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)

有料公園施設の利用料金

都市公園名	種 類	単 位	金 額
道後公園	球戯場	1時間につき	310円
		終日	1,610円
	駐車場	1台30分につき	160円
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	40,320円
	補助競技場	1日につき	14,760円
	体育館	1日につき	42,660円
	補助体育館	1日につき	12,690円
	テニスコート	1面1日につき	6,000円
	球技場	1日につき	10,260円
	多目的広場	1日につき	3,870円
	自由広場	1日につき	3,880円
	相撲場	1日につき	5,820円
	弓道場	1日につき	15,150円
	とべ動物園	入園料 1人1回につき	500円
	駐車場	1台1回につき	1,210円
	第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園	入園料 1人1回につき
ローラースケート場		入場料 1人1回につき	480円
イベント広場		1日につき	3,880円
オートキャンプ場		1区画1回につき	10,070円
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	15,150円
	テニスコート	1面1日につき	2,390円
	多目的広場	1日につき	7,800円
	屋内運動場	1日につき	7,290円
	球技広場	1日につき	7,800円
	キャンプ場	1人1回につき	310円
	宇和海展望タワー	1人1回につき	640円
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	480円
		入場料 1人1回につき	6,390円

(利用料金の額)

第15条の11 省略

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 省略

(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき
5,140円の範囲内で指定管理者が定める額

3・4 省略

別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)

有料公園施設の利用料金

都市公園名	種 類	単 位	金 額
道後公園	球戯場	1時間につき	300円
		終日	1,550円
	駐車場	1台30分につき	150円
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	29,710円
	補助競技場	1日につき	7,530円
	体育館	1日につき	41,190円
	補助体育館	1日につき	12,260円
	テニスコート	1面1日につき	2,310円
	球技場	1日につき	9,900円
	多目的広場	1日につき	3,740円
	自由広場	1日につき	3,740円
	相撲場	1日につき	5,640円
	弓道場	1日につき	14,620円
	とべ動物園	入園料 1人1回につき	460円
	駐車場	1台1回につき	1,170円
	第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園	入園料 1人1回につき
ローラースケート場		入場料 1人1回につき	460円
イベント広場		1日につき	3,740円
オートキャンプ場		1区画1回につき	9,720円
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	14,620円
	テニスコート	1面1日につき	2,310円
	多目的広場	1日につき	7,530円
	屋内運動場	1日につき	7,030円
	球技広場	1日につき	7,530円
	キャンプ場	1人1回につき	300円
	宇和海展望タワー	1人1回につき	620円
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	460円
		入場料 1人1回につき	6,170円

	テニスコート	1面1日につき	2,390円
第5号南予レクリエーション都市公園	御荘プール	1人1回につき	640円
第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー	1人1回につき	310円
	スロープカー	1人1回につき	160円

注 省略

別表2（第12条関係）

公園施設の設置等に係る使用料

- 1 省略
- 2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
行商その他これに類する行為をする場合	1人 1日につき	570円	
業として写真を撮影する場合	球戯場以外の有料公園施設の区域	写真機1台 1月につき	228円
	その他の区域	写真機1台 1年につき	342円 省略
省略			

注 省略

	テニスコート	1面1日につき	2,310円
第5号南予レクリエーション都市公園	御荘プール	1人1回につき	620円
第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー	1人1回につき	300円
	スロープカー	1人1回につき	150円

注 省略

別表2（第12条関係）

公園施設の設置等に係る使用料

- 1 省略
- 2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
行商その他これに類する行為をする場合	1人 1日につき	548円	
業として写真を撮影する場合	球戯場以外の有料公園施設の区域	写真機1台 1月につき	219円
	その他の区域	写真機1台 1年につき	329円 省略
省略			

注 省略

（愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正）

第10条 愛媛県農林水産研究所使用料条例（昭和38年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>（使用料の納付）</p> <p>第1条 愛媛県農林水産研究所に分析、試験_____若しくは検査（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者又は愛媛県農林水産研究所の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 分析等に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係</td> <td>木材の材質試験</td> <td>1件につき</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>木材の強度試験</td> <td>1件につき</td> <td>21,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省略</td> <td>造林用苗木の品種分析</td> <td>1件につき</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	区 分	種 別	単 位	金 額	省略				林業関係	木材の材質試験	1件につき	7,300円	木材の強度試験	1件につき	21,300円	省略	造林用苗木の品種分析	1件につき	3,200円				<p>（使用料の納付）</p> <p>第1条 愛媛県農林水産研究所に分析、試験、鑑定、測定若しくは検査（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者又は愛媛県農林水産研究所の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 分析等に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">林業関係</td> <td>木材の材質試験</td> <td>1件につき</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>木材の強度試験</td> <td>1件につき</td> <td>19,300円</td> </tr> <tr> <td>水の化学分析</td> <td>1件につき</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>土壌物理性測定</td> <td>1件につき</td> <td>18,600円</td> </tr> <tr> <td>土質試験</td> <td>1件につき</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>土壌養分分析</td> <td>1件につき</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>造林用苗木の品種分析</td> <td>1件につき</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	区 分	種 別	単 位	金 額	省略				林業関係	木材の材質試験	1件につき	7,000円	木材の強度試験	1件につき	19,300円	水の化学分析	1件につき	18,800円	土壌物理性測定	1件につき	18,600円	土質試験	1件につき	12,000円	土壌養分分析	1件につき	12,500円	造林用苗木の品種分析	1件につき	3,100円	省略			
区 分	種 別	単 位	金 額																																																						
省略																																																									
林業関係	木材の材質試験	1件につき	7,300円																																																						
	木材の強度試験	1件につき	21,300円																																																						
省略	造林用苗木の品種分析	1件につき	3,200円																																																						
区 分	種 別	単 位	金 額																																																						
省略																																																									
林業関係	木材の材質試験	1件につき	7,000円																																																						
	木材の強度試験	1件につき	19,300円																																																						
	水の化学分析	1件につき	18,800円																																																						
	土壌物理性測定	1件につき	18,600円																																																						
	土質試験	1件につき	12,000円																																																						
	土壌養分分析	1件につき	12,500円																																																						
	造林用苗木の品種分析	1件につき	3,100円																																																						
省略																																																									

(愛媛県卸売市場条例の一部改正)

第11条 愛媛県卸売市場条例(昭和47年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請手数料)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる額の申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可 <u>6,000円</u></p> <p>(2) 法第58条第1項の許可 <u>6,000円</u></p>	<p>(許可申請手数料)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる額の申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可 <u>5,580円</u></p> <p>(2) 法第58条第1項の許可 <u>5,580円</u></p>

(愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第12条 愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例(昭和47年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 手数料の額は、1件<u>810円</u>の範囲内で知事が定める。</p>	<p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 手数料の額は、1件<u>740円</u>の範囲内で知事が定める。</p>

(興行場の構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

第13条 興行場の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>7,000円</u></p> <p>3 省略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>6,300円</u></p> <p>3 省略</p>

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第14条 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(手数料)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる登録等を受けようとする者は、<u>同表の右欄</u>に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該登録等の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1項の規定による登録</td> <td>1件につき <u>26,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第3条第3項の規定による更新の登録</td> <td>1件につき <u>26,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第7条第1項の規定による変更の登録</td> <td>1件につき <u>16,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)</td> <td>1件につき <u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>第10条第1項の規定による登録証の再交付</td> <td>1件につき <u>2,200円</u></td> </tr> </table> <p>2・3 省略</p>	第3条第1項の規定による登録	1件につき <u>26,800円</u>	第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき <u>26,800円</u>	第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき <u>16,800円</u>	第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)	1件につき <u>1,500円</u>	第10条第1項の規定による登録証の再交付	1件につき <u>2,200円</u>	<p>(手数料)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる登録等を受けようとする者は、<u>当該右欄</u>に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該登録等の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1項の規定による登録</td> <td>1件につき <u>24,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第3条第3項の規定による更新の登録</td> <td>1件につき <u>24,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第7条第1項の規定による変更の登録</td> <td>1件につき <u>15,730円</u></td> </tr> <tr> <td>第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)</td> <td>1件につき <u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>第10条第1項の規定による登録証の再交付</td> <td>1件につき <u>2,000円</u></td> </tr> </table> <p>2・3 省略</p>	第3条第1項の規定による登録	1件につき <u>24,800円</u>	第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき <u>24,800円</u>	第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき <u>15,730円</u>	第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)	1件につき <u>1,300円</u>	第10条第1項の規定による登録証の再交付	1件につき <u>2,000円</u>
第3条第1項の規定による登録	1件につき <u>26,800円</u>																				
第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき <u>26,800円</u>																				
第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき <u>16,800円</u>																				
第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)	1件につき <u>1,500円</u>																				
第10条第1項の規定による登録証の再交付	1件につき <u>2,200円</u>																				
第3条第1項の規定による登録	1件につき <u>24,800円</u>																				
第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき <u>24,800円</u>																				
第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき <u>15,730円</u>																				
第9条の規定による登録証の書換え (変更の登録による場合を除く。)	1件につき <u>1,300円</u>																				
第10条第1項の規定による登録証の再交付	1件につき <u>2,000円</u>																				

(愛媛県の海を管理する条例の一部改正)

第15条 愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2(第10条関係)				別表第2(第10条関係)			
土 石 採 取 料				土 石 採 取 料			
種 目	単 位	料 金	摘 要	種 目	単 位	料 金	摘 要
省略				省略			
かき込砂利	1立方メートル	<u>44円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>43円</u>	
砂・砂利	1立方メートル	<u>56円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>55円</u>	
栗石・玉石	1立方メートル	<u>56円</u>	省略	栗石・玉石	1立方メートル	<u>55円</u>	省略
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			

(愛媛県美術館使用料条例の一部改正)

第16条 愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
種 別		単 位	金 額	種 別		単 位	金 額
省略				省略			
施設使 用料	展示室	1室1日につき	<u>28,920円</u>	施設使 用料	展示室	1室1日につき	<u>28,600円</u>
	講堂	1日につき	<u>7,690円</u>		講堂	1日につき	<u>7,610円</u>
	研修室	1日につき	<u>4,600円</u>		研修室	1日につき	<u>4,550円</u>
	県民ギャラリー	全室使用	1日につき		53,490円	県民ギャラリー	全室使用
—	単室使用	1室1日につき	<u>14,840円</u>	—	単室使用		1室1日につき
省略				省略			

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第17条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第7(第7条関係)		別表第7(第7条関係)	
省略		省略	
備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の4の項から37の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の <u>100分の90</u> に相当する金額とする。		備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の4の項から37の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の <u>100分の80</u> に相当する金額とする。	

(愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第18条 愛媛県河川流水占用料等徴収条例(平成12年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																														
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">流 水 占 用 料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 目</th> <th style="width:80%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱工業のための流水占用料</td> <td>使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,490円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の流水占用料</td> <td>使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>110円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料 其 他 の 河 川 産 出 物 採 取 料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> <th style="width:40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき <u>44円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>56円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>66円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 石</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>1,700円</u></td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>3,390円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	金 額	省略		鉱工業のための流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,490円</u>	その他の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>110円</u>	種 目	金 額	摘 要	土砂	1立方メートルにつき <u>44円</u>		かき込砂利	1立方メートルにつき <u>56円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき <u>66円</u>		省略			川 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,700円</u>	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,390円</u>	省略			<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">流 水 占 用 料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 目</th> <th style="width:80%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱工業のための流水占用料</td> <td>使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,220円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の流水占用料</td> <td>使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料 其 他 の 河 川 産 出 物 採 取 料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> <th style="width:40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき <u>43円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>55円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>65円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川 石</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>1,660円</u></td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>3,310円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	金 額	省略		鉱工業のための流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,220円</u>	その他の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>100円</u>	種 目	金 額	摘 要	土砂	1立方メートルにつき <u>43円</u>		かき込砂利	1立方メートルにつき <u>55円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき <u>65円</u>		省略			川 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,660円</u>	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,310円</u>	省略		
種 目	金 額																																																														
省略																																																															
鉱工業のための流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,490円</u>																																																														
その他の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>110円</u>																																																														
種 目	金 額	摘 要																																																													
土砂	1立方メートルにつき <u>44円</u>																																																														
かき込砂利	1立方メートルにつき <u>56円</u>																																																														
砂・砂利	1立方メートルにつき <u>66円</u>																																																														
省略																																																															
川 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,700円</u>																																																													
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,390円</u>																																																													
省略																																																															
種 目	金 額																																																														
省略																																																															
鉱工業のための流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,220円</u>																																																														
その他の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>100円</u>																																																														
種 目	金 額	摘 要																																																													
土砂	1立方メートルにつき <u>43円</u>																																																														
かき込砂利	1立方メートルにつき <u>55円</u>																																																														
砂・砂利	1立方メートルにつき <u>65円</u>																																																														
省略																																																															
川 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,660円</u>																																																													
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,310円</u>																																																													
省略																																																															

（愛媛県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第19条 愛媛県海岸占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																														
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 目</th> <th style="width:15%;">単 位</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>44円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>56円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>66円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>115円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転 石</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>1,697円</u></td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>3,396円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	単 位	金 額	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>44円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>56円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>66円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>115円</u>	省略	転 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,697円</u>	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,396円</u>	省略				<p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 目</th> <th style="width:15%;">単 位</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:50%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>43円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>55円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>65円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>113円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転 石</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>1,655円</u></td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>3,312円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	単 位	金 額	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>43円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>55円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>65円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>113円</u>	省略	転 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,655円</u>	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,312円</u>	省略			
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																												
土砂	1立方メートル	<u>44円</u>																																																													
かき込砂利	1立方メートル	<u>56円</u>																																																													
砂・砂利	1立方メートル	<u>66円</u>																																																													
栗石・玉石	1立方メートル	<u>115円</u>	省略																																																												
転 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,697円</u>																																																												
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,396円</u>																																																												
省略																																																															
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																												
土砂	1立方メートル	<u>43円</u>																																																													
かき込砂利	1立方メートル	<u>55円</u>																																																													
砂・砂利	1立方メートル	<u>65円</u>																																																													
栗石・玉石	1立方メートル	<u>113円</u>	省略																																																												
転 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,655円</u>																																																												
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,312円</u>																																																												
省略																																																															

(えひめこどもの城管理条例の一部改正)

第20条 えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第6条、第9条、第13条関係)			別表第1(第6条、第9条、第13条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,180円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>5,860円</u>
省略			省略		
研修室	1時間につき	<u>2,350円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,230円</u>
野外ステージ	1時間につき	<u>3,110円</u>	野外ステージ	1時間につき	<u>2,950円</u>

(愛媛県男女共同参画センター管理条例の一部改正)

第21条 愛媛県男女共同参画センター管理条例(平成17年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)			別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,370円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>6,150円</u>
研修室	1時間につき	<u>2,680円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,590円</u>
視聴覚室	1時間につき	<u>1,440円</u>	視聴覚室	1時間につき	<u>1,390円</u>
円卓会議室	1時間につき	<u>1,150円</u>	円卓会議室	1時間につき	<u>1,110円</u>
第1会議室	1時間につき	<u>1,310円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>1,270円</u>
第2会議室	1時間につき	<u>800円</u>	第2会議室	1時間につき	<u>780円</u>
ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,310円</u>	ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,270円</u>
レクリエーション室	1時間につき	<u>2,320円</u>	レクリエーション室	1時間につき	<u>2,240円</u>
和室	1時間につき	<u>1,610円</u>	和室	1時間につき	<u>1,560円</u>
茶室	1時間につき	<u>520円</u>	茶室	1時間につき	<u>510円</u>
作業室	1時間につき	<u>420円</u>	作業室	1時間につき	<u>410円</u>
備考 省略			備考 省略		

(愛媛国際貿易センター管理条例の一部改正)

第22条 愛媛国際貿易センター管理条例(平成17年愛媛県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第7条、第8条、第11条関係)			別表第1(第7条、第8条、第11条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大展示場	1日につき	<u>963,900円</u>	大展示場	1日につき	<u>908,760円</u>
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

(テクノプラザ愛媛管理条例の一部改正)

第23条 テクノプラザ愛媛管理条例(平成17年愛媛県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）			別表第1 （第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
テクノホール	1時間につき	6,780円	テクノホール	1時間につき	6,090円
省略			省略		
会議室	1室1時間につき	1,890円	会議室	1室1時間につき	1,720円
備考 省略			備考 省略		

（愛媛県生活文化センター管理条例の一部改正）

第24条 愛媛県生活文化センター管理条例（平成17年愛媛県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 （第8条、第12条関係）			別表 （第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大広間	1日につき	32,710円	大広間	1日につき	31,760円
洋室	1室1日につき	20,290円	洋室	1室1日につき	19,700円
和室	1室1日につき	4,230円	和室	1室1日につき	4,110円
備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
大広間	3,720円		大広間	3,620円	
洋室	2,210円		洋室	2,150円	
和室	420円		和室	410円	
2 省略			2 省略		

（愛媛県民文化会館管理条例の一部改正）

第25条 愛媛県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 （第8条、第12条関係）			別表 （第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	596,130円	メインホール	1日につき	578,770円
サブホール	1日につき	261,780円	サブホール	1日につき	254,160円
多目的ホール	1日につき	894,210円	多目的ホール	1日につき	868,170円
リハーサル室	1室1日につき	19,200円	リハーサル室	1室1日につき	18,650円
楽屋	1室1日につき	2,470円	楽屋	1室1日につき	2,400円
会議室	1室1日につき	185,730円	会議室	1室1日につき	180,330円
備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		

区 分	金 額
メインホール	87,630円
サブホール	38,470円
多目的ホール	107,290円
リハーサル室	2,810円
楽屋	350円
会議室	26,730円

区 分	金 額
メインホール	85,080円
サブホール	37,350円
多目的ホール	104,170円
リハーサル室	2,730円
楽屋	340円
会議室	25,960円

(愛媛県武道館管理条例の一部改正)

第26条 愛媛県武道館管理条例(平成17年愛媛県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第8条、第12条関係)			別表(第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
省略			省略		
会議室	1室1時間につき	5,400円	会議室	1室1時間につき	1,540円
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条中愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの改正規定及び附則第5項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 第4条の規定による改正後の愛媛県ふぐ取扱者条例第14条第1号の規定、第6条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定及び第11条の規定による改正後の愛媛県卸売市場条例第36条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する手数料及び使用料について適用し、施行日前に徴収した手数料及び使用料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第84条第1項第2号の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第3号の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第3の規定、第7条の規定による改正後の証明事務等に係る手数料条例第2条の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定(同表第1号の表の規定を除く。)、第10条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表1の表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第1及び別表第3の規定並びに第19条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第2の規定は、施行日以後の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料及び施行日以後の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第9条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第20条の規定による改正後のえひめこどもの城管理条例別表第1の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第22条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1の規定、第24条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定並びに第26条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。
- 第5条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、平成29年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

14 医療法（_____以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。）

(1)～(18) 省略

(19) _____ 省略

(20) 法第42条の2第2項（法第42条の3第3項において準用する場合を含む。）、第45条第2項、第55条第7項（法第58条の2第5項（法第59条の2において準用する場合を含む。）及び第60条の3第5項（法第61条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第64条第3項、第64条の2第2項（医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）第5条の5の6第2項において準用する場合を含む。）及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する事務

(20)の2 法第42条の3第1項の規定に基づく実施計画の認定に関する事務

(20)の3 法第44条第1項の規定に基づく医療法人の設立の認可に関する事務

(20)の4 省略

(21) 法第46条の5第1項ただし書の規定に基づく理事の減員の認可に関する事務

(21)の2 法第46条の5第6項ただし書の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可に関する事務

(21)の3 法第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく一時役員又は理事長の職務を行うべき者の選任に関する事務

(22) 法第46条の6第1項ただし書の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可に関する事務

保健所を設置する市

14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第49号_____から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。）

(1)～(18) 省略

(18)の2 省略

(19) 法第44条第1項の規定に基づく医療法人の設立の認可に関する事務

(20) 法第42条の2第2項 _____、

第45条第2項、第55条第7項（法第57条第6項 _____

_____において準用する場合を含む。）、第64条第3項、第64条の2第2項 _____

_____及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する事務

(20)の2 省略

(21) 法第46条の2第1項ただし書の規定に基づく理事の減員の認可に関する事務

(22) 法第46条の3第1項ただし書の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可に関する事務

(22)の2 法第46条の4第5項の規定に基づく仮理事の選任に関する事務

(22)の3 法第46条の4第6項の規定に基づく特別代理人の選任に関する事務

保健所を設置する市

23 法第46条の8第4号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務

24及び25 削除

26・26の2 省略

26の3 法第54条の9第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可に関する事務

26の4 法第54条の9第5項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受理に関する事務

27～30 省略

31 法第58条の2第4項(法第59条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療法人の合併の認可に関する事務

31の2 法第60条の3第4項(法第61条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療法人の分割の認可に関する事務

32～43 省略

44 政令

第3条の3の規定に基づく診療所の病床の設置の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

45～48 省略

48の2 政令第5条の5の4第1項の規定に基づく実施計画の変更の認定に関する事務

48の3 政令第5条の5の4第3項の規定に基づく実施計画の変更の届出の受理に関する事務

48の4 政令第5条の5の5の規定に基づく実施計画の実施状況を記載した書類等の受理に関する事務

48の5 政令第5条の5の6第1項の規定に基づく実施計画の認定の取消しに関する事務

49～52 省略

14の2 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村(特別区を含む。)の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設

保健所を設置する市

22の4 法第46条の4第7項第4号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務

23 法第47条第1項ただし書の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可に関する事務

24 法第50条第1項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可に関する事務

25 法第50条第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受理に関する事務

26・26の2 省略

27～30 省略

31 法第57条第5項 _____の規定に基づく医療法人の合併の認可に関する事務

32～43 省略

44 医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)第3条の3の規定に基づく診療所の病床の設置の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

45～48 省略

49～52 省略

14の2 医療法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村(特別区を含む。)の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設

保健所を設置する市

又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)

(1) 省略

(1)の2 法第42条の3第1項の規定に基づく実施計画の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認定書の交付に関する事務

(1)の3 省略

(1)の4 省略

(2) 法第46条の5第1項ただし書の規定に基づく理事の減員の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(2)の2 法第46条の5第6項ただし書の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(2)の3 法第46条の5の3第2項(法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく一時役員又は理事長の職務を行うべき者の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務

(3) 法第46条の6第1項ただし書の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(4) 法第46条の8第4号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務

(5)及び(6) 削除

又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)

(1) 省略

(1)の2 省略

(1)の3 省略

(2) 法第46条の2第1項ただし書の規定に基づく理事の減員の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(3) 法第46条の3第1項ただし書の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(3)の2 法第46条の4第5項の規定に基づく仮理事の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務

(3)の3 法第46条の4第6項の規定に基づく特別代理人の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務

(3)の4 法第46条の4第7項第4号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務

(4) 法第47条第1項ただし書の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(5) 法第50条第1項の規定に基づく定款又

(7) 省略

(7)の2 法第54条の9第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(7)の3 法第54条の9第5項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(8)～(11) 省略

(12) 法第58条の2第4項(法第59条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(13) 法第60条の3第4項(法第61条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療法人の分割の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(14) 医療法施行令(以下この項において「政令」という。)第5条の5の4第1項の規定に基づく実施計画の変更の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認定書の交付に関する事務

(15) 政令第5条の5の4第3項の規定に基づく実施計画の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(16) 政令第5条の5の5の規定に基づく実施計画の実施状況を記載した書類等の提出の受付及び当該提出に係る書類等の知事への送付に関する事務

(17)及び(18) 削除

(19) 政令
第5条の12の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(20) 省略

は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(6) 法第50条第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(7) 省略

(8)～(11) 省略

(12) 法第57条第5項
の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(13)から(18)まで 削除

(19) 医療法施行令(以下この項において「政令」という。)第5条の12の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(20) 省略

14の3～21 省略		14の3～21 省略	
22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(94) 省略	松山市及び新居浜市	22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(94) 省略	_____新居浜市
23 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、同法第62条第1項の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務	各市町（松山市及び新居浜市を除く。）	23 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、同法第62条第1項の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務	各市町（_____新居浜市を除く。）
24～26の5 省略		24～26の5 省略	
27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については、 <u>施行面積</u> が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1) 法第4条第1項、第9条第3項及び第136条第1項の規定に基づく個人施行の認可に関する事務 (2) 法第10条第1項、同条第3項において準用する法第9条第3項及び法第136条第1項の規定に基づく規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関する事務 (3)・(4) 省略 (5) 法第14条第1項から第3項まで、第20条第1項から第3項まで及び第5項、第21条第3項及び第4項並びに第136条第1項の規定に基づく組合の設立の認可に関する事務 (6) 省略 (7) 法第39条第1項、同条第2項において準用する法第20条第1項から第3項まで及び第5項、法第39条第4項及び第5項並びに法第136条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可に関する事務 (8)～(15) 省略	今治市、 <u>八幡浜市</u> 、新居浜市、大洲市、東温市、久万高原町、内子町及び愛南町（左欄第10号の事務においては、 <u>今治市</u> 、 <u>八幡浜市</u> 、 <u>新居浜市</u> 、 <u>大洲市</u> 及び <u>東温市</u> を除く。）	27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については <u>施行面積</u> が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1) 法第4条第1項、第9条第3項及び第136条_____の規定に基づく個人施行の認可に関する事務 (2) 法第10条第1項、同条第3項において準用する法第9条第3項及び法第136条_____の規定に基づく規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関する事務 (3)・(4) 省略 (5) 法第14条第1項から第3項まで、第20条第1項から第3項まで及び第5項、第21条第3項及び第4項並びに第136条_____の規定に基づく組合の設立の認可に関する事務 (6) 省略 (7) 法第39条第1項、同条第2項において準用する法第20条第1項から第3項まで及び第5項、法第39条第4項及び第5項並びに法第136条_____の規定に基づく組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可に関する事務 (8)～(15) 省略	今治市、_____ _____ 、新居浜市、大洲市、東温市、久万高原町、内子町及び愛南町（左欄第10号の事務においては、 <u>今治市</u> _____ _____ 、 <u>新居浜市</u> 、 <u>大洲市</u> 及び <u>東温市</u> を除く。）
28～48 省略		28～48 省略	
48の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものを除く。） (1)～(64) 省略	松山市及び新居浜市	48の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものを除く。） (1)～(64) 省略	_____新居浜市
49 省略		49 省略	

<p>49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（ _____ 以下この項において「政令」という。）第13条第7項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（<u>昭和43年政令第14号</u>。以下この項において「政令」という。）第13条第7項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>各町</p>
<p>50～52の2 省略</p>		<p>50～52の2 省略</p>	
<p>52の3 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>今治市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、久万高原町、砥部町、内子町及び愛南町</p>	<p>52の3 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>今治市 _____、新居浜市、大洲市、久万高原町、砥部町、内子町及び愛南町</p>
<p>53～62 省略</p>		<p>53～62 省略</p>	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（愛媛県税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第7条の4の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から<u>平成33年</u>までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第7条の4の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から<u>平成31年</u>までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に</p>

係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1項第1号の表営業用の項	省略	
第1項第1号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表営業用の項	省略	
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	

係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成31年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

(自動車税の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第43条第1項第1号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第1号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	

第1項第2号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第1項第3号の表自家用の項	省略	
第1項第4号の表	省略	
第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第1項第5号の表霊きゆう車の項	省略	
第1項第5号の表その他の項	省略	
第2項の表営業用の項	省略	
第2項の表自家用の項	省略	

第43条第1項第2号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第43条第1項第3号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第4号の表	省略	
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	省略	
第43条第1項第5号の表その他の項	省略	
第43条第2項の表営業用の項	省略	
第43条第2項の表自家用の項	省略	

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
第43条第1項第1号の表自家用の項	40,700円	44,700円
	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
88,000円	96,800円	

	111,000円	122,100円
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	16,600円
	7,500円	8,200円
第43条第1項第2号の表自家用の項	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	22,600円
	10,200円	11,200円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
第43条第1項第3号の表自家用の項	64,000円	70,400円
	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
第43条第1項第4号の表	83,000円	91,300円
	4,500円	4,900円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	6,000円	6,600円
	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円

	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	22,600円
	7,600円	8,300円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	12,100円
	4,200円	4,600円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	10,600円
	13,200円	14,500円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び同項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において

「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
111,000円	55,500円	
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	8,000円
第43条第1項第2号の表自家用の項	7,500円	4,000円
	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円

	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第43条第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第43条第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円

	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第1項第1号の表営業用の項	7,500円	6,000円
	8,500円	6,500円
	9,500円	7,500円
	13,800円	10,500円
	15,700円	12,000円
	17,900円	13,500円
	20,500円	15,500円
	23,600円	18,000円
	27,200円	20,500円
	40,700円	31,000円
第43条第1項第1号の表自家用の項	29,500円	22,500円
	34,500円	26,000円
	39,500円	30,000円
	45,000円	34,000円
	51,000円	38,500円
	58,000円	43,500円
	66,500円	50,000円
	76,500円	57,500円
	88,000円	66,000円
111,000円	83,500円	
第43条第1項第2号の表営業用の項	6,500円	5,000円
	9,000円	7,000円
	12,000円	9,000円
	15,000円	11,500円
	18,500円	14,000円
	22,000円	16,500円
	25,500円	19,500円
	29,500円	22,500円
4,700円	3,500円	

第43条第 1 項第 2 号の表営業用けん 引自動車の項	15,100円	11,500円
	7,500円	6,000円
第43条第 1 項第 2 号の表自家用の項	8,000円	6,000円
	11,500円	9,000円
	16,000円	12,000円
	20,500円	15,500円
	25,500円	19,500円
	30,000円	22,500円
	35,000円	26,500円
	40,500円	30,500円
	6,300円	4,700円
第43条第 1 項第 2 号の表自家用けん 引自動車の項	20,600円	15,500円
	10,200円	8,000円
第43条第 1 項第 3 号の表営業用一般 乗合用の項	12,000円	9,000円
	14,500円	11,000円
	17,500円	13,500円
	20,000円	15,000円
	22,500円	17,000円
	25,500円	19,500円
第43条第 1 項第 3 号の表営業用その 他の項	29,000円	22,000円
	26,500円	20,000円
	32,000円	24,000円
	38,000円	28,500円
	44,000円	33,000円
	50,500円	38,000円
	57,000円	43,000円
第43条第 1 項第 3 号の表自家用の項	64,000円	48,000円
	33,000円	25,000円
	41,000円	31,000円
	49,000円	37,000円
	57,000円	43,000円
	65,500円	49,500円
	74,000円	55,500円
第43条第 1 項第 4 号の表	83,000円	62,500円
	4,500円	3,500円
第43条第 1 項第 5 号の表キャンピン グ車の項	6,000円	4,500円
	23,600円	18,000円
	27,600円	21,000円
	31,600円	24,000円
	36,000円	27,000円
	40,800円	31,000円
	46,400円	35,000円
	53,200円	40,000円
61,200円	46,000円	

	70,400円	53,000円
	88,800円	67,000円
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	15,500円
	7,600円	6,000円
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	8,500円
	4,200円	3,500円
第43条第1項第5号の表その他の項	9,700円	7,500円
	13,200円	10,000円
第43条第2項の表営業用の項	3,700円	2,800円
	4,700円	3,500円
	6,300円	5,000円
第43条第2項の表自家用の項	5,200円	4,000円
	6,300円	5,000円
	8,000円	6,000円

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分

_____の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令_____で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この号及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

(5) 省略

5 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準_____に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車_____
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

(5) 省略

第1項第1号の表営業用の項	省略	
第1項第1号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表営業用の項	省略	
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	
第1項第2号の表自家用の項	省略	
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	省略	
第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第1項第3号の表自家用の項	省略	
第1項第4号の表	省略	
第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第1項第5号の表霊きゆう車の項	省略	
第1項第5号の表その他の項	省略	
第2項の表営業用の項	省略	
第2項の表自家用の項	省略	

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分

_____の自動車税に限り、次の_____表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円

第43条第1項第1号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第1号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用の項	省略	
第43条第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	省略	
第43条第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	省略	
第43条第1項第3号の表営業用その他の項	省略	
第43条第1項第3号の表自家用の項	省略	
第43条第1項第4号の表	省略	
第43条第1項第5号の表キャンピング車の項	省略	
第43条第1項第5号の表宣伝車の項	省略	
第43条第1項第5号の表霊きゆう車の項	省略	
第43条第1項第5号の表その他の項	省略	
第43条第2項の表営業用の項	省略	
第43条第2項の表自家用の項	省略	

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110

_____を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号の表自家用の項	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第 1 項第 2 号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
第 1 項第 2 号の表営業用けん引自動車 の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第 1 項第 2 号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
第 1 項第 2 号の表自家用けん引自動車 の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第 1 項第 3 号の表営業用一般乗合用の 項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
第 1 項第 3 号の表営業用その他の項	29,000円	14,500円
	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円

	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

7 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

第2条 愛媛県車税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第22条の7 省略</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第22条の8 営業用の自動車に対する第42条の3第1項及び第2項 (これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第1項(第4項において準用する場合を含む。)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の1</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第2項(第4項において準用する場合を含む。)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第3項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の3</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100分の2</td> </tr> </table> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう_____。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう_____。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう_____。))並びに第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の第42条の2第3項_____に規定する新規登録(以下この条において「<u>初回新規登録</u>」という。)を受けたもの <u>初回新規登録</u>を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 第42条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成18年3月31日までに<u>初回新規登録</u>を受けたもの <u>初回新規登録</u>を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center;">省略</div>	第1項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5	第2項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1	第3項	100分の3	100分の2	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第22条の7 省略</p> <p>(自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において<u>同じ</u>。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(地方税法施行規則で定めるものをいう。同項第2号において<u>同じ</u>。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(同省令で定めるものをいう。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車(同省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号において<u>同じ</u>。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))_____及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(平成16年3月31日までに最初の<u>道路運送車両法</u>第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「<u>新車新規登録</u>」という。))を受けたもの <u>新車新規登録</u>を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) <u>軽油</u>を内燃機関の燃料として用いる自動車_____その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成18年3月31日までに<u>新車新規登録</u>を受けたもの <u>新車新規登録</u>を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center;">省略</div>
第1項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5								
第2項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1								
第3項	100分の3	100分の2								

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この号及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合するもの

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号の表自家用の項	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円

	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第1項第2号の表営業用の項	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	4,000円
	7,500円	2,000円
第1項第2号の表自家用の項	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	5,500円
	10,200円	3,000円
第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円

第 1 項第 3 号の表自家用の項	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第 1 項第 4 号の表	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第 1 項第 5 号の表キャンピング車の項	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
第 1 項第 5 号の表宣伝車の項	20,600円	5,500円
	7,600円	2,000円
第 1 項第 5 号の表霊きゆう車の項	11,000円	3,000円
	4,200円	1,500円
第 1 項第 5 号の表その他の項	9,700円	2,500円
	13,200円	3,500円
第 2 項の表営業用の項	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第 2 項の表自家用の項	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円

	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号の表自家用の項	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第1項第2号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第1項第3号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円

	29,000円	14,500円
第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

(愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成24年愛媛県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、第 2条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成31年10月 1日 から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 第 2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第18条の 7の規定は、平成31年10月 1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(平成27年10月 1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等(消費税法第 2条第 1項第 8号の 2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第 5条第 1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに平成31年10月 1日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年 9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこの条例の施行の日から同月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、第 2条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成29年 4月 1日 から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 第 2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第18条の 7の規定は、平成29年 4月 1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(平成27年10月 1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等(消費税法第 2条第 1項第 8号の 2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第 5条第 1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに平成29年 4月 1日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年 3月31日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこの条例の施行の日から同月31日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成28年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

愛媛県県税賦課徴収条例附則第22条の 7の次に 2条を加える改正規定及び同条例附則第23条の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月 1日から施行する。</p> <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>10 附則第 8 項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第 4 条第 2 項の規定は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。</p> <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度 _____ 以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの _____自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>10 附則第 8 項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第 4 条第 2 項の規定は、平成29年度 _____ 以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの _____自動車税については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第23条の改正規定及び次項の規定 平成29年 4月 1日

(2) 第 2 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 平成31年10月 1日

(自動車税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第23条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成

28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第22条の8の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新条例附則第23条の規定は、平成31年度分の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第8号

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用停止の請求）</p> <p>第39条 第28条第1項又は第29条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき、第9条若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記載されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（利用停止の請求）</p> <p>第39条 第28条第1項又は第29条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき、第9条若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記載されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

○愛媛県条例第9号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業報告書等の提出）</p> <p>第9条 法第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。</p> <p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第22条 省略</p>	<p>（事業報告書等の提出）</p> <p>第9条 法第29条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。</p> <p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第22条 省略</p>

2 その主たる事務所が県内に所在する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、法第55条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類に規則で定める部数の副本を添えなければならない。

3 法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の閲覧及び謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、その認定又は特例認定を受けた後遅滞なく、規則で定める部数の法第44条第2項第2号及び第3号（これらの規定を法第58条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（市町が処理する事務）

第26条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1) 省略

(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告及び公表並びに縦覧に関する事務

(3)～(12) 省略

(13) 法第29条の規定に基づく事業報告書等の受理に関する事務

(14)～(29) 省略

2 その主たる事務所が県内に所在する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、法第55条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類に規則で定める部数の副本を添えなければならない。

3 法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の閲覧及び謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、その認定又は仮認定を受けた後遅滞なく、規則で定める部数の法第44条第2項第2号及び第3号（法第58条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（市町が処理する事務）

第26条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1) 省略

(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告及び縦覧に関する事務

(3)～(12) 省略

(13) 法第29条第1項の規定に基づく事業報告書等の受理に関する事務

(14)～(29) 省略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県国民健康保険運営協議会条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険運営協議会条例

（設置）

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「法」という。）附則第9条の規定に基づき、愛媛県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収

(2) 法附則第7条の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

(1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

(3) 公益を代表する委員 3人

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは、「法第10条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」とする。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第11号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項の規定に基づき設置された母子健康包括支援センター(助産師として業務に従事する場合に限る。)</u></p>	<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康センター(助産師として業務に従事する場合に限る。)</p>

カ～コ 省略
(2)・(3) 省略

カ～コ 省略
(2)・(3) 省略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町が処理する事務)</p> <p>第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（法の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第56条第2項後段の規定に基づく</u> _____ <u>医療受給者証の提出の受付</u> _____ <u>及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務</u> _____</p> <p>(3) <u>法第56条第4項の規定に基づく医療受給者証の返還に関する事務</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第35条第2項ただし書の規定に基づく事実の確認（所得の状況に係るものに限る。）に関する事務</u></p> <p>(7) <u>省令第45条第2項ただし書の規定に基づく事実の確認（所得の状況に係るものに限る。）に関する事務</u></p> <p>(8) <u>省令</u> _____ <u>第48条第3項の規定に基づく医療受給者証の返還の受付及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(9) 省略</p>	<p>(市町が処理する事務)</p> <p>第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（法の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第56条 _____ の規定に基づく <u>支給認定の変更の認定の申請及び医療受給者証の提出の受付並びに当該申請に係る申請書及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務並びに当該医療受給者証の交付に関する事務</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第48条第3項の規定に基づく医療受給者証の返還の受付及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(6) 省略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県ふぐ取扱者条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県ふぐ取扱者条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県ふぐ取扱者条例の一部改正)

第1条 愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県ふぐの取扱いに関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの取扱いに従事する者の資質の向上を図るため、<u>当該者及びふぐ取扱業者に対し公衆衛生上必要な規制を行い、もつてふぐによる食中毒を防止することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例で「ふぐ取扱業者」とは、<u>前項に規定する業務を営む者をいう。</u></p> <p>(取扱者でない者のふぐ取扱いの禁止)</p> <p>第8条 取扱者でない者は、<u>第2条第1項に規定する業務に従事してはならない。</u></p> <p>第10条 省略</p> <p>(ふぐの取扱所の届出)</p> <p>第10条の2 第2条第1項に規定する業務を営もうとする者は、<u>ふぐの取扱所ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 氏名又は名称</p> <p>(2) 住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>(3) ふぐの取扱所の名称及び所在地</p> <p>(4) 主たる取扱者の氏名及び免許番号</p> <p>(5) 営業の種類</p> <p>2 ふぐ取扱業者は、<u>前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(届出済証)</p> <p>第10条の3 知事は、前条の規定による届出(同条第2項の規定による届出にあつては、同条第1項第1号又は第3号に掲げる事項に係るものに限る。)を受理したときは、その届出をした者に<u>ふぐ取扱所届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。</u></p> <p>2 ふぐ取扱業者は、<u>ふぐの取扱所の見やすい場所に当該ふぐの取扱所に係る届出済証を掲示しておかななければならない。</u></p> <p>3 ふぐ取扱業者は、<u>届出済証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに知事に届け出て届出済証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第10条の4 ふぐ取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、<u>当該各号に定める者は、届出済証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 死亡した場合 その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者</p> <p>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) 第2条第1項に規定する業務を廃止した場合 ふぐ取扱業者であつた個人又はふぐ取扱業者であつた法人を代表する役員</p> <p>(保健所を設置する市が処理する事務)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県ふぐ取扱者条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの取扱いに従事する者の資質の向上を図るため、<u>これ</u> に対し公衆衛生上必要な規制を行い、もつてふぐによる食中毒を防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(取扱者でない者のふぐ取扱いの禁止)</p> <p>第8条 取扱者でない者は、<u>第2条</u> に規定する業務に従事してはならない。</p> <p>第10条 省略</p> <p>(保健所を設置する市が処理する事務)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1</p>

項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)～(4) 省略

(4)の2 第10条の2第1項の規定に基づくふぐの取扱所の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(4)の3 第10条の2第2項の規定に基づく氏名等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(4)の4 第10条の3第1項の届出済証の交付に関する事務

(4)の5 第10条の3第3項の規定に基づく届出済証の紛失又は毀損の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務並びに同項の届出済証の交付に関する事務

(4)の6 第10条の4の規定に基づく廃業等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(5)～(7) 省略

項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)～(4) 省略

(5)～(7) 省略

（愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
1・2 省略			1・2 省略		
3 <u>愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）</u>	第7条第1項及び第2項並びに第10条の3第1項及び第3項	省略	3 <u>愛媛県ふぐ取扱者条例</u> （昭和27年愛媛県条例第63号）	第7条第1項及び第2項	省略
			4 <u>愛媛県みつばち転飼条例（昭和31年愛媛県条例第21号）</u>	第4条及び第6条	第4条
4 省略			5 省略		
5 省略			6 省略		
6 省略			7 省略		
7 省略			8 省略		
8 省略			9 省略		
9 省略			10 省略		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項に規定する業務を営んでいる者については、この条例の施行の日から1年を経過する日（その日以前に新条例第10条の2第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、新条例第10条の2、第10条の3第2項及び第3項並びに第10条の4の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、新条例第2条第1項に規定する業務を営んでいる者が食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可を受けているときは、前項中「1年を経過する日」とあるのは、「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可の有効期間が経過する日」とする。

○愛媛県条例第14号

愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例を廃止する条例

愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（平成17年愛媛県条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（ 従 業 者 の 員 数 ）</p> <p>第68条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第66条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）</u> 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 前項に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項第1号の<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>5 第1項第1号の<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 従 業 者 の 員 数 ）</p> <p>第68条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導員又は保育士</p> <hr/> <p style="text-align: center;">指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>指導員又は保育士の合計数が</u>、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 前項に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を<u>指導員又は保育士</u>の合計数に含めることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項第1号の<u>指導員又は保育士</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>

6 省略

第72条 省略

(情報の提供等)

第72条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第73条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第73条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる基準該当放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア・イ 省略

(2) 省略

2 前項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から

5 省略

第72条 省略

(情報の提供等)

第72条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第73条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第73条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が _____、ア又はイに掲げる基準該当放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア・イ 省略

(2) 省略

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から

第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第67条、第72条（第1項を除く。）及び第72条の2の規定は、基準該当放課後等

（利用定員に関する特例）

第84条 省略

2～4 省略

5 離島その他の地域であって基準省令

第82条第5項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第67条及び第72条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等

（利用定員に関する特例）

第84条 省略

2～4 省略

5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている改正前の愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第68条第1項に規定する指定放課後等サービス事業者については、改正後の愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第68条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
3 この条例の施行の際現に旧条例第73条の2に規定する基準該当放課後等サービスに関する基準を満たしている同条に規定する基準該当放課後等サービス事業者については、新条例第73条の2の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

○愛媛県条例第16号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 179 and Article 180 regarding employment opportunities and income for designated service providers.

い。

3 省略

4 省略

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条 省略

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 省略

3 省略

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

第184条 省略

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第71条 省略 (<u>運営規程</u>)</p> <p>第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>利用定員</u></p> <p>(5) <u>就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)</u>並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) <u>就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)</u>、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p>(7) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(8) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(9) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(10) <u>非常災害対策</u></p> <p>(11) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(就労の機会の提供)</p> <p>第78条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 省略</p> <p>2 <u>就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者</u>に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者</u>に支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条____、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第84条において準用する次条第1項に規定する就労継続支援A型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第71条 省略</p> <p>(就労の機会の提供)</p> <p>第78条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者</u>に支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、<u>第36条</u>、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第84条において準用する次条第1項に規定する就労継続支援A型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例を廃止する条例

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例（平成22年愛媛県条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事 務	市町	事 務	市町
1 ~ 37 省略		1 ~ 37 省略	
		37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	上島町、松前町、内子町、松野町及び鬼北町
		(1) 法第 6 条第 1 項の規定に基づく特定工場の新設の届出の受理に関する事務	
		(2) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令の改廃により新たに法第 6 条第 1 項の適用を受けることとなる特定工場に係る変更等の届出の受理に関する事務	
		(3) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出事項の変更の届出の受理に関する事務	
		(4) 法第 9 条第 1 項の規定に基づく特定工場の設置場所に関し必要な事項の勧告に関する事務	
		(5) 法第 9 条第 2 項の規定に基づく法第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の事項に関し必要な事項の勧告に関する事務	
		(6) 法第10条第 1 項の規定に基づく勧告に係る事項の変更の命令に関する事務	
		(7) 法第11条第 2 項の規定に基づく期間の短縮に関する事務	
		(8) 法第12条の規定に基づく氏名等の変更の届出の受理に関する事務	
		(9) 法第13条第 3 項の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関する事務	

		(10) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく特定工場に係る変更等の届出の受理に関する事務	
38～62 省略		38～62 省略	

(工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)

第2条 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成18年愛媛県条例第22号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県窯業技術センター整備基金条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県窯業技術センター整備基金条例

(設置)

第1条 愛媛県産業技術研究所の窯業技術センターの整備に要する経費の財源に充てるため、窯業技術センター整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第20号

家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

第1条 家畜保健衛生所条例(昭和25年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第1条関係) 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域			別表第1(第1条関係) 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域		
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
省略			省略		

愛媛県中予家畜保健衛生所	東温市	省略
省略		

愛媛県中予家畜保健衛生所	伊予郡松前町	省略
省略		

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2 (第2条関係)					別表第2 (第2条関係)				
名 称	目的	位 置	所轄区域		名 称	目的	位 置	所轄区域	
省略					省略				
愛媛県中予家畜保健衛生所	同	東温市	省略		愛媛県中予家畜保健衛生所	同	伊予郡松前町	省略	
省略					省略				

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県とべ動物園魅力向上基金条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県とべ動物園魅力向上基金条例

(設置)

第1条 動物の確保、施設の整備その他の総合運動公園のとべ動物園の魅力の向上を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、とべ動物園魅力向上基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条、第3条、第7条関係）

別表（第2条、第3条、第7条関係）

1～4 省略

1～4 省略

5 土木関係事務手数料

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～101の 6 省略		
101の7 都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 （平成24 年法律第 84号）第 53条第1 項の規定 に基づく 低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請に対す る審査	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(イ) 省略 イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) 省略 (ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 省略 b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額 (a)・(b) 省略 (c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額 i iiに掲げる審査以外の審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

事 務	名 称	金 額
1～101の 6 省略		
101の7 都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 （平成24 年法律第 84号）第 53条第1 項の規定 に基づく 低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請に対す る審査	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u> の技術的審査を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(イ) 省略 イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) 省略 (ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 省略 b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額 (a)・(b) 省略 (c) 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 i 300平方メートル以内 264,300円 ii 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内

- (i) 300平方メートル以内
264,300円
- (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内
420,900円
- (iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
598,800円
- (iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内
734,300円
- (v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
865,500円
- (vi) 25,000平方メートル超
987,800円

ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (i) 300平方メートル以内
105,500円
- (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内
176,500円
- (iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
285,600円
- (iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内
372,800円
- (v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
448,000円
- (vi) 25,000平方メートル超
525,500円

(II) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a (ウ) b(c) i に掲げる審査 床面積の合計について、(ウ) b(c) i に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b(c) i に定める額に相当する金額

- 420,900円
- iii 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
598,800円
- iv 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内
734,300円
- v 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
865,500円
- vi 25,000平方メートル超
987,800円

(II) 非住宅建築物 床面積の合計について、(ウ) b(c) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b(c) に定める額に相当する金額

		<p>b (ウ) b(c) ii に掲げる審査 床面積の合計について、(ウ) b(c) ii に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b(c) ii に定める額に相当する金額</p> <p>(2) 省略</p>			(2) 省略
101の8 省略				101の8 省略	
101の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同号イに掲げる基準による審査</p> <p>次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) 工場、倉庫その他知事が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。）非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,100円</p> <p>b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 123,200円</p> <p>c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 182,200円</p> <p>d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 225,000円</p> <p>e 25,000平方メートル以上 278,300円</p> <p>(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 444,700円</p> <p>b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 634,600円</p> <p>c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 781,600円</p>			

		<p>d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 923,800円</p> <p>e 25,000平方メートル以上 1,053,800円</p> <p>イ 同号口に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 45,700円</p> <p>b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,100円</p> <p>c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 173,300円</p> <p>d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 215,300円</p> <p>e 25,000平方メートル以上 267,000円</p> <p>(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 176,500円</p> <p>b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 285,600円</p> <p>c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 372,800円</p> <p>d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 448,000円</p> <p>e 25,000平方メートル以上 525,500円</p> <p>(2) 一次エネルギー消費量の算定対象となる部分を有しない建築物 非住宅部分の床面積の合計について、(1)イ(7)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(1)イ(7)に定める金額と同一の金額</p>			
<p>101の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12</p>	<p>建築物 エネルギー消費性能 適合性 判定変更 手数料</p>	<p>101の9の項の右欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p>			

<p>条第2項 及び第13 条第3項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能確 保計画の 変更に係 る建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定</p>	<p>料</p>				
<p>101の11 建築物の エネルギー 消費性 能の向上 に関する 法律施行 規則（平 成28年国 土交通省 令第5号 ）第11条 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能確 保計画の 軽微な変 更に関する証明書の交付</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 確保計 画軽微 変更証 明書交 付手数 料</p>	<p>101の9の項の右欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p>			
<p>101の12 建築物の エネルギー 消費性 能の向上 に関する 法律____ _____ _____ 第29条 第1項の 規定に基 づく建築 物エネル ギー消費</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画認定 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、_____ _____ _____ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定</p>	<p>101の9 建築物の エネルギー 消費性 能の向上 に関する 法律（平 成27年法 律第53号 ）第29条 第1項の 規定に基 づく建築 物エネル ギー消費</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画認定 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定</p>

<p>性能向上 計画の認 定の申請 に対する 審査</p>	<p>する登録住宅性能評価機関若しくは 建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第15条第1項に規定す る登録建築物エネルギー消費性能判 定機関の技術的審査を受けている場 合又は住宅の品質確保の促進等に関 する法律第6条第1項に規定する設 計住宅性能評価書の交付を受けてい る場合 次に掲げる建築物の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(イ) 省略 イ その他の場合 次に掲げる建築物 の区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 (ア)・(イ) 省略 (ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査 の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 a 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第10条第1号 イ(1) _____及びロ(1) に掲げる基準による審査 床面 積の合計について、次に掲げる 面積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 (a)～(f) 省略 b 省略 (イ) 省略 (2) 省略</p>	<p>性能向上 計画の認 定の申請 に対する 審査</p>	<p>する登録住宅性能評価機関_____</p> <p>_____</p> <p>_____の技術的審査を受けている場 合又は_____</p> <p>_____第6条第1項に規定する設 計住宅性能評価書の交付を受けてい る場合 次に掲げる建築物の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(イ) 省略 イ その他の場合 次に掲げる建築物 の区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 (ア)・(イ) 省略 (ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査 の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 a 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令(平成28年経 済産業省・国土交通省令第1 号)第8条第1号イ(1)及びロ(1) に掲げる基準による審査 床面 積の合計について、次に掲げる 面積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 (a)～(f) 省略 b 省略 (イ) 省略 (2) 省略</p>
<p>101の13 建築物の エネルギー 消費性能 の向上 に関する 法律第31 条第1項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額(当該金額 に100円未満の端数があるときは、これ を四捨五入する。)</p> <p>(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性 能向上計画が建築基準法第6条第1項 に規定する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査を申し出ない者 101の12の項の右欄(1)ア又はイに掲 げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手 数料の金額の2分の1に相当する金額 (2) 変更に係る建築物エネルギー消費性 能向上計画が建築基準法第6条第1項 に規定する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査を申し出る者 次に 掲げる額(ウに掲げる額にあつては、 当該審査に同法第87条の2の昇降機に 係る部分が含まれる場合に限る。)を 合算した金額 ア 101の12の項の右欄(1)ア又はイに 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の2分の1に相当 する額 イ・ウ 省略</p>	<p>101の10 建築物の エネルギー 消費性能 の向上 に関する 法律第31 条第1項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額(当該金額 に100円未満の端数があるときは、これ を四捨五入する。)</p> <p>(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性 能向上計画が建築基準法第6条第1項 に規定する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査を申し出ない者 101の9の項の右欄(1)ア又はイに掲 げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手 数料の金額の2分の1に相当する金額 (2) 変更に係る建築物エネルギー消費性 能向上計画が建築基準法第6条第1項 に規定する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査を申し出る者 次に 掲げる額(ウに掲げる額にあつては、 当該審査に同法第87条の2の昇降機に 係る部分が含まれる場合に限る。)を 合算した金額 ア 101の9の項の右欄(1)ア又はイに 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の2分の1に相当 する額 イ・ウ 省略</p>

101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、 _____ _____ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ 省略 (2) 省略
102 省略		
備考 省略		

6 省略

101の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物 エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u> _____ _____ _____ の技術的審査を受けている場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 _____ _____ 第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの _____ _____ 認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ 省略 (2) 省略
102 省略		
備考 省略		

6 省略

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県手数料条例別表5の表101の7の項、101の12の項及び101の14の項の規定の適用については、この条例の施行の日前に受けていた建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査とみなす。

○愛媛県条例第23号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,849人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>8,197人</u> 計 <u>12,046人</u>	(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,841人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>8,263人</u> 計 <u>12,104人</u>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第24号**

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の定数) 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 警察官 警 視 <u>100人</u> 警 部 <u>206人</u> 警部補及び巡査部長 <u>1,416人</u> 巡 査 <u>741人</u> 計 <u>2,463人</u> (2) 省略 計 <u>2,878人</u> 2 省略	(職員の定数) 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 警察官 警 視 <u>100人</u> 警 部 <u>205人</u> 警部補及び巡査部長 <u>1,412人</u> 巡 査 <u>738人</u> 計 <u>2,455人</u> (2) 省略 計 <u>2,870人</u> 2 省略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○**愛媛県条例第25号**

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(総務室の所掌事務) 第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する</u> <u>こと。</u> (5) 省略 (6) 省略	(総務室の所掌事務) 第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

(警務部の所掌事務)

第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) - (10) 省略

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(警務部の所掌事務)

第 4 条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) - (10) 省略

(11) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する
こと。

- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県スポーツ推進条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持増進に重要な役割を果たすもので、体力の涵養や運動能力の向上につながる運動競技その他の身体活動は、肉体面のみならず、精神力を鍛え、他者を思いやる心を育むなど、とりわけ青少年の健全育成に資するものである。また、適度な運動は、体力向上、生活習慣病予防、精神的充足感の獲得など、日常生活の質の向上に有効なものであり、広く全ての県民が、その能力や適性に応じて、親しむことができるようにすることが大切である。さらには、スポーツには、「する」楽しさのみならず、「見る」楽しさ、「応援する」楽しさ、「支援する」楽しさなど、様々な楽しみ方があり、スポーツを通じての人と人との交流や地域と地域との交流が生まれ、地域の一体感や活力の醸成、ひいては、その地域の活性化へとつながることが期待できるものである。

愛媛県においては、平成29年に、「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」をスローガンに、国民体育大会が64年振りに、全国障害者スポーツ大会が初めて開催されることから、これを契機として、県民のスポーツへの関心が一層高まるとともに、競技力の向上や指導体制の充実、更にはスポーツ施設の充実が図られ、また、四国遍路文化で育んだ「お接待」の心で来県者へのおもてなしの機運が醸成されるなど、その成果が強く実感されるところである。そして、私たちは、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会を一過性のイベントとすることなく、今後、こうした成果を、大会開催後も継続し、更に発展させ、有効に活用し、県民の財産として引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、全ての県民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近に、そして気軽にスポーツに親しみ、若しくは自らを鍛え、又はスポーツを支える活動に参画できるよう、スポーツに関わる環境の整備その他のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で心豊かな県民生活や活力ある地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、県の責務、市町との連携及びスポーツ団体（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第2項に規定するスポーツ団体をいう。以下同じ。）の役割について明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 スポーツは、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮がなされるとともに、スポーツを通じて県民の心身の健康の保持増進が図られること。
- (2) 全ての県民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。
- (3) 学校、スポーツ団体、家庭、地域住民その他の関係者間の連携により、成長過程にある子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること。
- (4) 障がい者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じて必要な配慮がなされるとと

もに、障がい者の社会参加の推進に寄与すること。

- (5) 本県に関わるスポーツ選手又はスポーツチームが国際的又は全国的なスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上のための関係者間の連携が図られ、必要かつ効果的な施策が実施されること。
- (6) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進されるとともに、本県に関わるスポーツ選手又はスポーツチームの活動を応援する社会的機運を高め、地域の一体感及び活力が醸成されること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念ののっとり、知事、教育委員会その他の関係機関が相互に連携を図りながら、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民並びに学校、スポーツ団体、健康及び福祉に関わる団体、企業その他の関係団体との連携に努めるものとする。

(市町との連携)

第4条 県は、市町が地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第5条 スポーツ団体は、第2条に定める基本理念ののっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるとともに、県、市町及び他のスポーツ団体その他の関係団体との協働に努めるものとする。

(推進計画)

第6条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項その他の必要事項について定めるものとする。

(健康の保持増進等)

第7条 県は、スポーツ活動の推進に当たってはスポーツ事故の防止に努めるとともに、県民が運動を通じ、心身の健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防など、健やかな生活を送るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第8条 県は、子どもから高齢者まで、県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツとして行われるレクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体で、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。)の育成、地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どものスポーツ活動の推進)

第9条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、スポーツ活動に参加しやすい環境づくり及び参加する機会の提供並びに学校、スポーツ団体、家庭、地域住民その他の関係者との連携による取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第10条 県は、学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保及び活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進等)

第11条 県は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第12条 県は、競技水準の向上を図るため、市町、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の総合的かつ計画的な育成、スポーツ指導者の養成及び資質の向上並びにその確保及び活用、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、優秀なスポーツ選手及び指導者が、生涯にわたりその能力を幅広く社会に生かすことができるよう、活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた交流の促進及び地域の活性化)

第13条 県は、地域住民のスポーツを通じた交流を促進し、地域に根差したスポーツの振興を図ることにより、地域住民の一体感を醸成し、地域を活性化させるため、地域スポーツクラブの支援、プロスポーツの活用、スポーツツーリズムの推進、県内で開催される国内外のトップレベル選手の強化宿泊、全国規模のスポーツ大会等への支援、スポーツ大会等を支えるボランティア活動の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備及び有効利用の促進)

第14条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設(当該スポーツ施設の設備を含む。以下同じ。)の整備並びに機能の維持及び改善に努めるとともに、県が設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として有効に利用することができるよう努めるものとする。

- 2 県は、県及び市町が設置するスポーツ施設に関し、市町と連携して利用状況の情報提供を行うなど、有効利用の促進に努めるものとする。

る。

(顕彰)

第15条 県は、スポーツで特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている県のスポーツの振興に関する計画は、第6条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

○愛媛県条例第27号

ふるさと愛媛の中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

ふるさと愛媛の中小企業振興条例の一部を改正する条例

ふるさと愛媛の中小企業振興条例（平成24年愛媛県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県の中小企業は、本県経済の発展及び雇用の維持に大きな役割を果たしているほか、その事業活動を通じて地域の歴史、伝統及び文化を育む地域社会の担い手であり、今後もこうした役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>しかしながら、経済の国際化の進展、それに伴う競争の激化、少子高齢化の進行等により、中小企業を取り巻く環境は、極めて厳しくなっている。</p> <p>このような状況の下、活力と愛顔（えがお）あふれる愛媛県を築くためには、基盤となる中小企業、とりわけ、後継者や従業員の確保・育成、販路拡大等に課題を抱える小規模企業について、その事業の持続的発展が必要であり、そのためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、その経営の向上の意欲を育てていくことがこれまで以上に重要性を増している。</p> <p>ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業に対する支援の強化を図るため、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小規模企業者</u> 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>2 県は、前項の基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業者に対して、その経営の状況に応じて事業の持続的発展が図られるよう、必要な配慮をするものとする。</u></p>	<p>愛媛県の中小企業は、本県経済の発展及び雇用の維持に大きな役割を果たしているほか、その事業活動を通じて地域の歴史、伝統及び文化を育む地域社会の担い手であり、今後もこうした役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>しかしながら、経済の国際化の進展、それに伴う競争の激化、少子高齢化の進行等により、中小企業を取り巻く環境は、極めて厳しくなっている。</p> <p>このような状況の下、活力と愛顔（えがお）あふれる愛媛県を築くためには、基盤となる中小企業</p> <p>の持続的発展が必要であり、そのためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、その経営の向上の意欲を育てていくことがこれまで以上に重要性を増している。</p> <p>ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業に対する支援の強化を図るため、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 2 この条例は、 <u>平成30年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、 <u>平成29年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。